

# 附属資料

## 附属資料

1	証券監視委の組織・事務概要	
1 - 1	組織及び事務概要	151
1 - 2	証券取引等の監視体制の概念図	156
1 - 3	証券監視委の機能強化	157
1 - 4	証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び 財務局長等の関係の概念図	158
1 - 5	証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	159
1 - 6	機構図	160
1 - 7	組織・事務に係る法令の概要	162
1 - 8	証券監視委と自主規制機関との関係の概念図	174
2	証券監視委の活動実績等	
2 - 1	証券監視委の活動状況	175
2 - 2	告発実施状況	176
2 - 3	勧告実施状況	202
2 - 4	開示検査実施状況	236
2 - 5	証券検査実施状況	238
2 - 6	建議実施状況	247
2 - 7	取引審査実施状況	256
3	自主規制機関の活動実績	
3 - 1	日本証券業協会の活動状況	257
3 - 2	証券取引所の活動状況	258

3 - 3	金融先物取引業協会の活動状況.....	261
3 - 4	東京金融先物取引所の活動状況.....	262

基本的考え方 - 新体制発足にあたって - (平成 16 年 7 月 20 日).....	263
--	-----

証券検査に関する基本指針.....	265
-------------------	-----

# 1 証券監視委の組織・事務概要

## 1 - 1 組織及び事務概要

### (1) 証券監視委設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の不正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、同年6月5日に法律第73号として公布、同年7月20日に施行され、同日、証券監視委が発足した。

## (2) 金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁及び証券監視委は金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年1月6日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、現在に至っている。

## (3) 事務概要

### 監視のための5つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券検査、開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査の5つに分かれる。

#### イ 市場分析審査

証取法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、証券会社、登録金融機関、証券業協会、

証券取引所及び金融先物取引業者等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

#### ロ 証券検査

証取法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、証券会社等に対して検査を行う。

また、本人確認法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、証券会社等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検査を行う。

#### 二 開示検査

証取法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

#### 八 課徴金調査

証取法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引などの不公正取引及び重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書等の提出に係る課徴金調査を行う。

#### ホ 犯則事件の調査

証取法、外証法、金先法又は本人確認法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、搜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

証取法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取

引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、本人確認法では、証券会社等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

#### 勧告及び建議の権限

証券監視委には、金融庁設置法に基づき、金融庁長官等に対し、証券取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために、行政処分その他の措置について勧告する権限及び必要な施策について建議する権限等が与えられている。

##### イ 勧告

証券監視委は、開示検査、証券検査、課徴金調査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

##### ロ 建議

証券監視委は、開示検査、証券検査、課徴金調査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取

引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

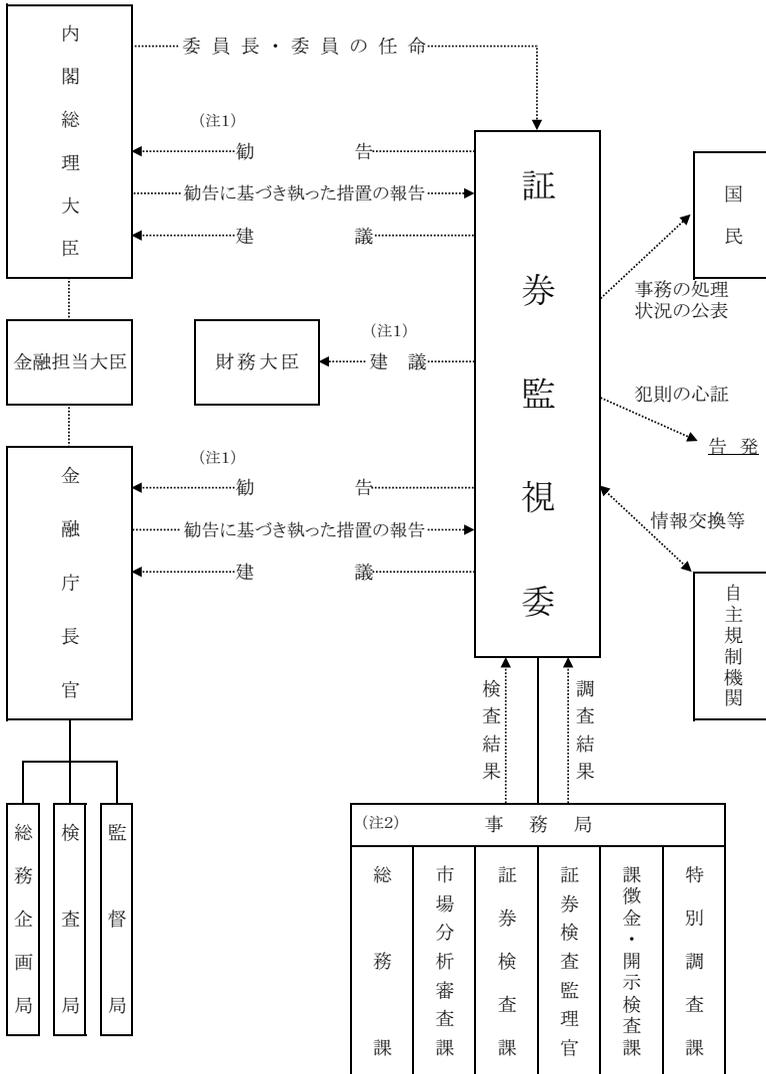
告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

事務の処理状況の公表

証券監視委は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

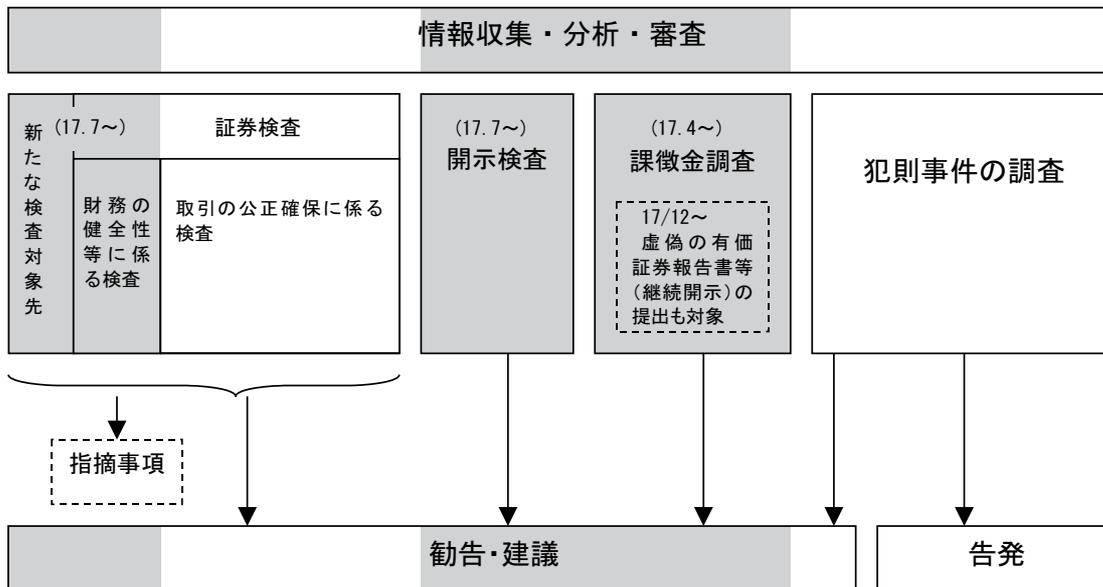
## 1 - 2 証券取引等の監視体制の概念図



(注1) 勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる（金融庁設置法第20条、第21条）。

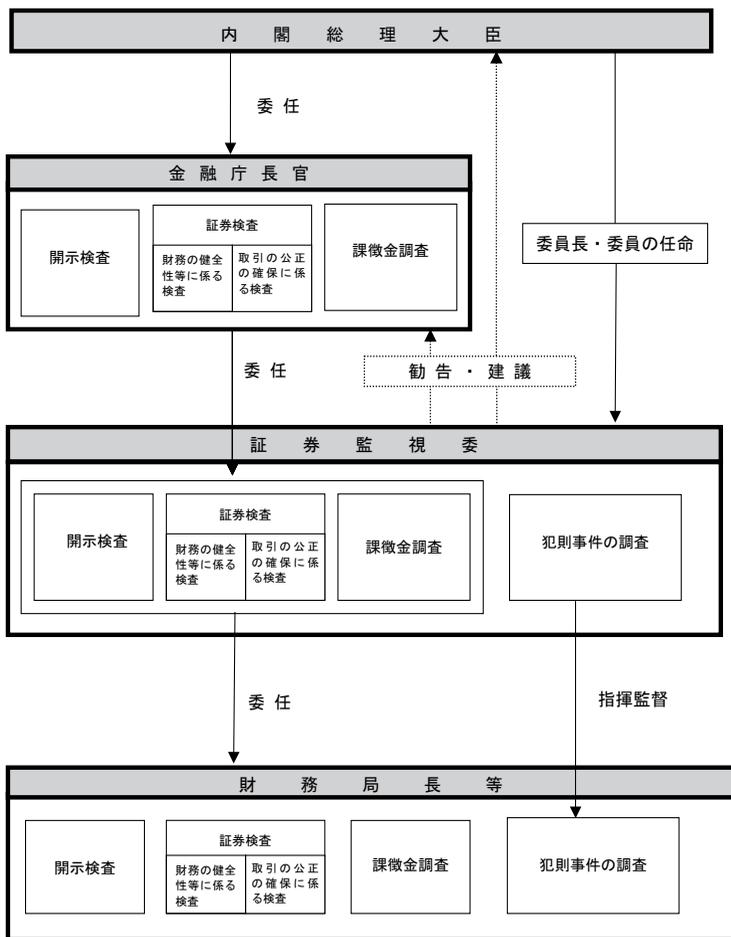
(注2) 平成18年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から5課体制に再編。

### 1 - 3 証券監視委の機能強化



(注) 網掛け部分が新たな機能。

# 1 - 4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図



(注1) 犯則事件の調査については、証券監視委職員固有の権限である。

- ・任意調査権限（証取法第210条、外証法第53条、金先法第106条、本人確認法第18条）
- ・強制調査権限（証取法第211条、外証法第53条、金先法第107条、本人確認法第18条）

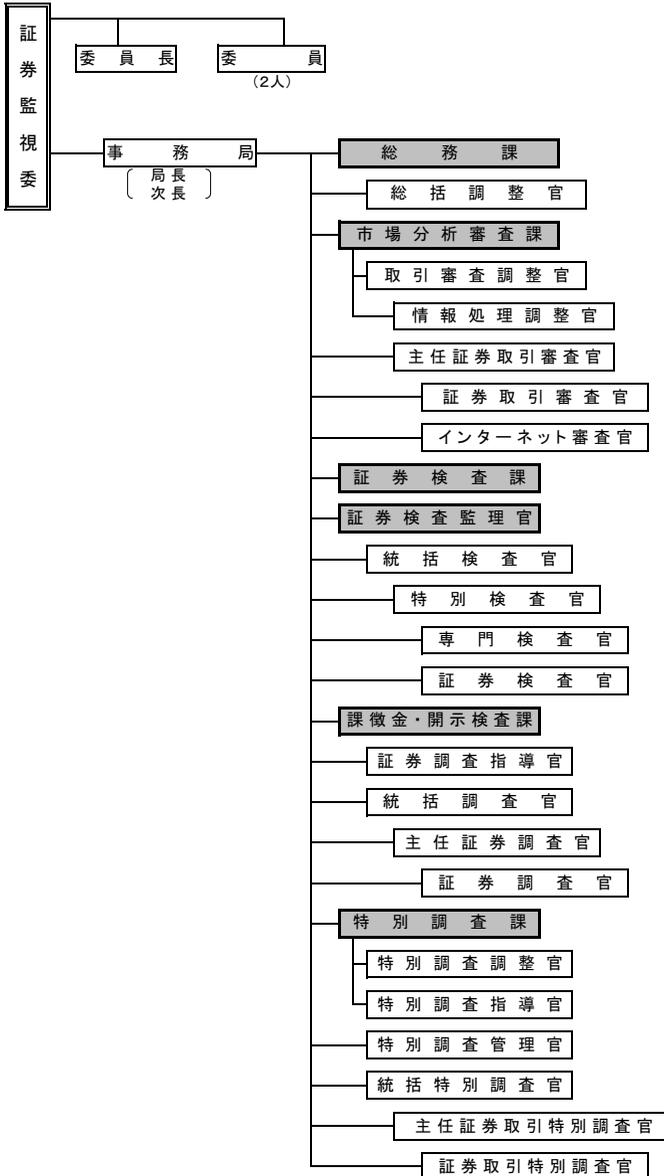
(注2) 金融庁長官は委任した権限の一部について、証券監視委は委任した権限の全部について行使することができることとされている。

## 1 - 5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

年 度	予 算 定 員		
	証券監視委	財務局等	合 計
4 年 度	84人	118人	202人
5 年 度	84人	118人	202人
6 年 度	86人	118人	204人
7 年 度	88人	118人	206人
8 年 度	89人	118人	207人
9 年 度	91人	118人	209人
10 年 度	98人	126人	224人
11 年 度	106人	132人	238人
12 年 度	112人	138人	250人
13 年 度	122人	143人	265人
14 年 度	182人	182人	364人
15 年 度	217人	199人	416人
16 年 度	237人	204人	441人
17 年 度	307人	245人	552人
18 年 度	318人	246人	564人

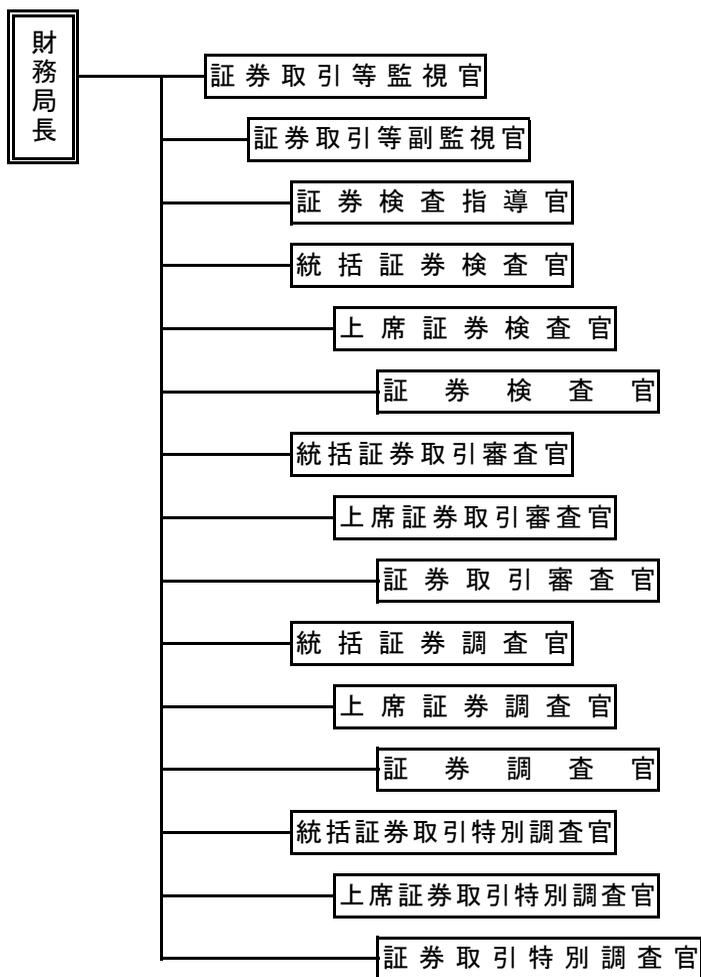
# 1 - 6 機構図

## 1 証券監視委の機構図



(注)平成18年7月に5課体制に再編

## 2 財務局の機構図（関東財務局）



## 1 - 7 組織・事務に係る法令の概要

### 1 証券監視委の組織、権限等

証券監視委の組織、権限等は、金融庁設置法の以下の条項により規定されている。

[ 金融庁設置法 ]

条 項	規 定 の 概 要
第4条	金融庁の所掌事務
第6条	証券監視委の設置
第8条	証券監視委の所掌事務
第9条	委員長及び委員の職権の行使
第10条	証券監視委の組織
第11条	委員長
第12条	委員長及び委員の任命
第13条	委員長及び委員の任期
第14条	委員長及び委員の身分保障
第15条	委員長及び委員の罷免
第16条	委員長及び委員の服務等
第17条	委員長及び委員の給与
第18条	会議
第19条	事務局
第20条	勧告
第21条	建議
第22条	事務の処理状況の公表

## 2 権限及び範囲に係る規定

### (1) 証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、証券会社等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[ 証取法 ]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第59条第1項、第2項、第3項	第194条の6第2項第1号、第3項	証券会社、証券会社と取引をする者、子特定法人（証券会社がその総株主の議決権の過半数を保有する銀行等）証券会社を子会社とする持株会社、証券会社の主要株主、証券会社を子会社とする持株会社の主要株主、証券会社の親銀行等、証券会社の子銀行等
第65条の2第10項	第194条の6第2項第2号、第3項	登録金融機関、登録金融機関と取引をする者、登録金融機関を子会社とする持株会社
第66条の20	第194条の6第2項第3号、第3項	証券仲介業者、証券仲介業者と取引する者
第79条の14	第194条の6第2項第4号、第3項	証券業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者
第79条の77	第194条の6第3項	投資者保護基金
第103条の3	第194条の6第3項	対象議決権保有届出書の提出者（株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第106条の6	第194条の6第3項	株式会社証券取引所の主要株主
第106条の16	第194条の6第3項	対象議決権保有届出書の提出者（証券取引所持株会社の総株主の議決権

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第106条の20 第106条の27  第151条 第155条の9  第156条の15 第156条の34	第194条の6第3項 第194条の6第3項  第194条の6第2項第5号、第3項 第194条の6第2項第6号、第3項 第194条の6第3項 第194条の6第3項	の百分の五を超える対象議決権の保有者) 証券取引所持株会社の主要株主 証券取引所持株会社、証券取引所持株会社の子会社 証券取引所、証券取引所の子会社、上場有価証券の発行者 外国証券取引所、外国証券取引所参加者 証券取引清算機関 証券金融会社

〔外証法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第31条第1項、第2項、第3項	第42条第2項、第3項	外国証券会社、外国証券会社の支店と取引を行う者、特定法人等（外国証券会社と密接な関係を有する法人等）、特定金融機関、許可外国証券業者、許可外国証券業者と取引を行う者

〔金先法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第34条の20の3第1項	第145条第3項	対象議決権保有届出書の提出者（株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第34条の30第1項 第34条の39第1項	第145条第3項 第145条第3項	株式会社金融先物取引所の主要株主 対象議決権保有届出書の提出者（金融先物取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第34条の42第1項 第34条の48第1項	第145条第3項 第145条第3項	金融先物取引所持株会社の主要株主 金融先物取引所持株会社、金融先物取引所持株会社の子会社
第52条第1項	第145条第2項第1号、第3項	金融先物取引所、金融先物取引所の子会社、金融先物取引所の会員等
第55条の10第1項	第145条第2項第2号、第3項	外国金融先物取引所、外国金融先物取引所参加者
第85条第1項、第2項、第3項	第145条第2項第3号、第3項	金融先物取引業者、金融先物取引業者の主要株主、金融先物取引業者を子法人とする持株会社の主要株主、金融先物取引業者と取引する者
第113条第1項	第145条第2項第4号、第3項	金融先物取引業協会
第131条第1項	第145条第3項	金融先物清算機関

〔投信法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第39条第1項、第2項	第225条第2項第1号、第3項	投資信託委託業者等、受託会社等、受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に関して取引する者、投資信託委託業者の主要株主、投資信託委託業者を子会社とする持株会社の主要株主
第55条第1項	第225条第2項第2号、第3項	投資信託協会

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第213条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項	第225条第2項第3号、第3項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引をする者

〔投資顧問業法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第36条第1項、第2項	第51条の2第2項、第3項	投資顧問業者、投資顧問業者と取引をする者、認可投資顧問業者の主要株主、認可投資顧問業者を子会社とする持株会社の主要株主
第46条第1項 第48条第4項	第51条の2第3項 第51条の2第3項	証券投資顧問業協会 全国証券投資顧問業協会連合会

〔SPC法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第209条	第290条第2項第1号、第3項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人
第217条第1項	第290条第3項	特定目的会社
第286条第1項	第290条第2項第2号	特定目的信託の原委託者

〔保振法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第8条第1項	第41条の2第2項	保管振替機関

〔社振法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第20条第1項	第136条第2項	振替機関

〔社登法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第10条	第9条第3項	登録機関

〔本人確認法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第7条、第8条第1項	第13条第4項第1号、同項第2号、第5項	証券会社、外国証券会社、投資信託委託業者、金融先物取引業者、登録金融機関、証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関、口座管理機関

(2) 犯則事件の調査の権限、範囲

犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う証券会社等に対する検査及び報告・資料の徴取とは異なり、監視委員会職員の固有の権限として規定されており、また、権限行使の対象も証券会社等に限定されず、広く投資者を含め証券取引等に関与するすべての者に対し行使することができる。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯則事件の調査の権限
証券法第210条 外証法第53条 金先法第170条 本人確認法第18条	犯則嫌疑者等に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
証券法第211条 外証法第53条 金先法第171条 本人確認法第18条	裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えの強制調査権限

犯則事件の範囲（主なもの）

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証券法施行令第45条、外証法施行令第23条、金先法施行令第33条）及び本人確認法第18条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証券法〕

条 項	行 為 者	規 定 の 概 要
第5条、第24条等	発 行 者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第23条の3等 第27条の3等 第27条の23等 第29条の2 第40条	発行登録者 公開買付者 大量保有者等 証券会社 証券会社等	発行登録書等の提出義務等 公開買付届出書等の提出義務等 大量保有報告書等の提出義務等 証券会社に対する認可の条件 先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への 事前交付義務
第41条 第42条の2 第157条	証券会社等 証券会社等 何人も	取引報告書の作成、顧客への交付義務 損失保証・損失補てん等の禁止 不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示による 財産取得の禁止等
第158条	何人も	相場変動の目的等の風説の流布、偽計、暴行 等の禁止
第159条 第161条第1項	何人も 証券会社等	相場操縦的行為の禁止 証券会社等の自己計算取引及び過大な数量の 売買取引等の制限
第163条、第164 条 第165条	会社役員等 会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告 書の提出義務等 役員・主要株主による特定有価証券の一定額 を超える売付けの禁止等
第166条 第167条	会社関係者等 公開買付者等 関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止 公開買付者等関係者等による内部者取引の禁 止
第168条 第169条	何人も 何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止 対価を受けた証券記事等の制限 募集又は売出しに際しての有利買付け等の表 示の禁止
第170条 第171条	何人も 有価証券の不 特定多数者向 け勧誘等をす る者等	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額 の配当等の表示の禁止

〔外証法〕

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第7条第3項	外国証券会社	証券会社に対する認可の条件
第14条	外国証券会社	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
	外国証券会社	取引報告書の交付義務
	外国証券会社	取引報告書の交付義務
	等	外国証券会社損失保証・損失補てん等の禁止

〔金先法〕

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第44条	何 人 も	相場操縦的行為の禁止
第45条	会 員 等	過大な件数の取引等の制限
第47条	会 員 等	呑行為の禁止
第55条の3	海外金先市場 開設者	認可の条件
第69条	金 先 業 者	広告の規制
第70条第1項	金 先 業 者	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第71条第1項	金 先 業 者	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条第1項	金 先 業 者	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第138条	何 人 も	受託等のための不正行為の禁止
第139条	何 人 も	虚偽の相場の公示の禁止

〔本人確認法〕

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第3条第4項	顧 客 等 代 表 者 等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

(3) 課徴金調査の権限、範囲

課徴金調査の権限

課徴金制度の導入に伴い、証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔証取法〕

質問・報告等の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第26条	第194条の6第3項	有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者、有価証券の引受人、その他の関係者、参考人
第177条	第194条の6第2項第7号	事件関係人、参考人

(注) 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

課徴金調査の範囲

上記質問・報告等の徴取及び検査の権限の範囲は、証取法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証取法〕

条 項	規 定 の 概 要
第172条	虚偽の有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等の提出により有価証券を取得させ、売り付けた者等への課徴金納付命令
<u>第172条の2</u>	<u>虚偽の有価証券報告書等を提出した者への課徴金納付命令</u>
第173条	風説の流布又は偽計により相場を変動させた者への課徴金納付命令
第174条	相場操縦により相場変動させる上場有価証券売買等をした者への課徴金納付命令
第175条	会社関係者等による内部者取引違反をした者による課徴金納付命令

（注）下線は平成17年12月1日より適用。

(4) 開示検査の権限

開示検査の権限については、ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた有価証券報告書等の審査体制の強化策として、有価証券届出書等の開示書類提出義務者に対する報告等の徴取又は検査を行う権限が、平成17年7月より、内閣総理大臣及び金融庁長官から、証券監視委に委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔証取法〕

報告・資料の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条	第194条の6第3項	有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者、有価証券の引受人、その他の関係者、参考人

報告・資料の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への権 限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第27条の22第1項  第27条の22第2項  第27条の22の2第2 項において準用する 第27条の22第1項 第27条の30第1項  第27条の30第2項  第193条の2第4項	以下同上	公開買付者、その特別関係者、その 他の関係者、参考人 意見表明報告書の提出者、その関係 者、参考人 公開買付者、その他の関係者、参考 人  大量保有報告書の提出者、その提出 者の共同保有者、その他の関係者、 参考人 大量保有報告書に係る株券等の発行 者である会社、参考人（注1） 監査証明を行った会計士又は監査法 人（注1）

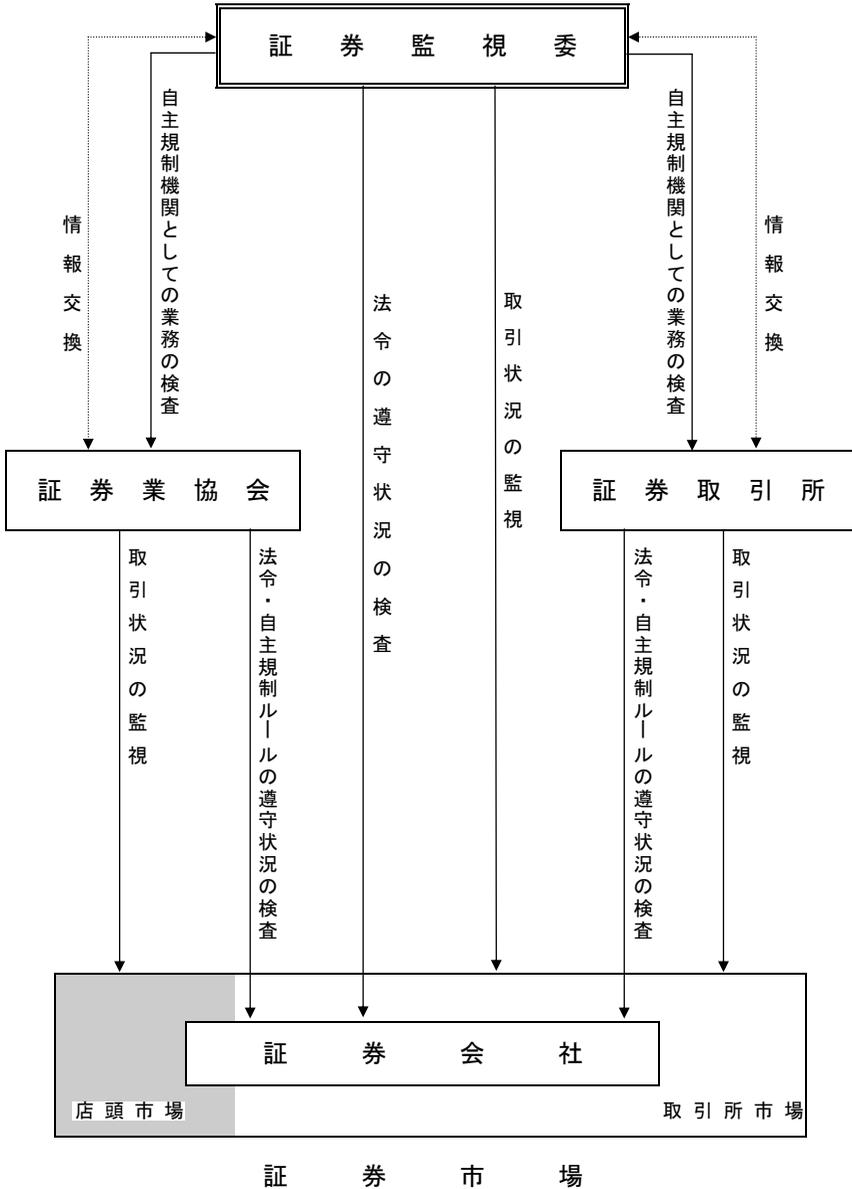
（注1）報告・資料の徴取に係る権限のみ。

（注2）以下の権限については証券監視委に委任されていない。

- ・有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する報告徴取  
及び検査権限（証取法施行令第38条の2第1項第1号及び第2号）
- ・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者  
等に対する報告徴取及び検査権限（証取法施行令第38条の2第1項  
第3号）

（注3）上記の報告徴取権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要がある  
と認められる場合における検査権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨  
げないこととなっており（証取法施行令第38条の2第1項ただし書）、  
これらの権限及び（注2）に掲げる権限については、金融庁長官から財  
務局長等に委任されている。

# 1 - 8 証券監視委と自主規制機関との関係の概念図



## 2 証券監視委の活動実績等

### 2 - 1 証券監視委の活動状況

#### 総括表

区分		事務年度	4～10	11	12	13	14	15	16	17	合計
犯則事件の告発 (件)			24	7	5	7	10	10	11	11	85
勸告 (件)			117	37	34	26	30	26	17	39 (7)	326 (7)
証券会社等に対する 処分に係る勸告			117	37	34	26	30	26	17	29 (7)	316 (7)
課徴金調査に基づく 勸告(不公正取引)										9	9
開示検査結果に基づ く勸告										1	1
建議 (件)			2	2			2	1		5	12
証 券 検 査	証券会社 (社)	内478 584	内66 86	内73 96	内72 96	内81 118	内92 124	内83 113	内73 98	内1,018 1,315	
	国内証券会社	内478 540	内66 72	内73 82	内72 82	内81 98	内92 107	内83 96	内73 88	内1,018 1,165	
	外国証券会社	44	14	14	14	20	17	17	10	150	
	登録金融機関 (機関)	内45 52	内0 0	内1 3	内5 7	内11 13	内10 13	内20 27	内23 28	内115 143	
	証券仲介業者 (業者)	内 1	内 0	内 0	内 0	内 0	内0 1	内0 0	内1 13	内1 15	
	金融先物取引業者(社)	内1 1	内0 0	内0 0	内0 0	内0 0	内1 1	内0 0	内13 13	内15 15	
	投信・投資顧問業者等 (業者)	内 1	内 0	内 0	内 2	内 0	内 2	内 0	内25 41	内25 41	
	自主規制機関 (機関、社)	1	0	0	2	0	2	0	2	7	
	問題点が認められた会 社(社)	409	80	62	57	78	67	67	93	913	
	開示検査 (件)								22	22	
取引審査 (件)	内657 1,471	内99 326	内121 265	内122 392	内255 684	内305 687	内307 674	内320 875	内2,186 5,374		

(注)

1. 事務年度とは7月から翌年6月までをいう。
2. 証券検査、開示検査の計数は、着手ベースの実施件数である。
3. 内書きの数字は、財務局等に係るものである。
4. ( ) 書きの数値は、外国為替証拠金取引業者に係るものである。
5. 上記の証券会社に対する検査のほか、財務局等において委員会担当証券会社の支店単独検査を実施している。
6. 投信・投資顧問業者等とは、投信・投資顧問業者及び投資法人をいう。

## 2 - 2 告発実施状況

### 1 告発件数等一覧表

区分	4～12事務年度	13事務年度	14事務年度	15事務年度	16事務年度	17事務年度	合計
告発件数	36	7	10	10	11	11	85
告発人数	148	24	22	28	18	32	272

(注) 事務年度：7月～翌年6月

### 2 告発事件の概要一覧表（平成18年6月末日現在。関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
1	5.5.21	証取法第125条第1項、第2項等 (相場操縦)	日本ユニシス株の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。  (嫌疑者) 不動産会社社長 金融業者役員	につき 6.10.3(東京地裁) 不動産会社社長 懲役2年6月 (執行猶予4年) 金融業者役員 懲役2年 (執行猶予3年) (いずれも確定)
		証取法第27条の23第1項等 (大量保有報告書の不提出)	上記売買の過程において発行済株式総数の5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。  (嫌疑者) 不動産会社社長	につき 不動産会社社長 不起訴

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
2	6 .5 .17	証取法第197条第1号の2同法第207条第1項等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)アイベックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 役員	13.9.28 (東京地裁) 同社社長 懲役1年8月 同社役員 懲役1年2月 15.11.13 (東京高裁) 同社役員 懲役1年2月 (執行猶予3年) 15.11.18 (東京高裁) 同社社長 懲役1年8月 (執行猶予4年) (いずれも確定)
3	6 .10 .14	証取法第166条第1項、第3項同法第200条第6号等 (内部者取引)	日本商事(株)の新薬の投与による副作用死亡例の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 会社社職員 取引先職員 医師(第一次情報受領者)	6.12.20 (大阪簡裁) 会社社職員 取引先職員24名 罰金20~50万円 (略式命令) 8.5.24 (大阪地裁) 医師 罰金30万円 9.10.24 (大阪高裁) 医師 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.2.16 (最高裁) 医師 原判決破棄 高裁へ差戻し 13.3.16 (大阪高裁) 医師 控訴を棄却 16.1.13 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
4	7 .2 .10	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 (内部者取引)	新日本国土工業(株)の約束手形の不渡りの発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  ( 嫌疑者 ) 取引銀行 同行役職員 取引先 同社職員	7 3 24 (東京簡裁) 取引銀行 罰金50万円 同行役職員 2 名 罰金20 ~ 50万円 取引先、同社職員 罰金30万円 (略式命令) (いずれも確定)
5	7 .6 23	証取法第158条 同法第197条第9号 (風説の流布)	テーエスデー(株)の社長は、同社株券の価格を騰貴させるため、虚偽の事実を発表。  ( 嫌疑者 ) 当該会社社長	8 3 22 (東京地裁) 懲役1年4月 (執行猶予3年) (確定)
6	7 .12 22	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	千代田証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。  ( 嫌疑者 ) 証券会社 当該会社社長 当該会社役職員 顧客	8 2 .19 (東京簡裁) 同社社長 同社役職員 4 名 罰金30 ~ 50万円 (略式命令) 8.12 24 (東京地裁) 証券会社 罰金1,500万円 同社役員 懲役6月 (執行猶予2年) (いずれも確定)
7	8 .8 .2	証取法第166条第1項、第2項 同法第200条第6号 (内部者取引)	日本織物加工(株)の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。  ( 嫌疑者 ) 割当先監査役(弁護士)	9 7 28 (東京地裁) 懲役6月 (執行猶予3年) 追徴金約2,600万円 10 9 21 (東京高裁) 原判決破棄 地裁へ差戻し 11 6 .10 (最高裁) 原判決破棄 高裁へ差戻し 12 3 24 (東京高裁) 控訴棄却 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
8	9 .1 .17	証取法第158条 同法第197条 第9号 (風説の流布)	特定の株券の価格を騰貴させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。  ( 嫌疑者 ) 雑誌監修人 ( 投資顧問業 )	9 .1 .30 ( 東京簡裁 ) 罰金50万円 ( 略式命令 ) ( 確定 )
9	9 .4 .8	証取法第166条第1項 同法第207条 第1項等 ( 内部者取引 )	㈱鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生 ( 重要事実 ) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  ( 嫌疑者 ) 当該会社社長 当該会社役員 関連会社	9 .5 .1 ( 名古屋簡裁 ) 同社役員及び関連会社 罰金50万円 ( 略式命令 ) 9 .9 .30 ( 名古屋地裁 ) 同会社長 懲役6月 ( 執行猶予3年 ) ( いずれも確定 )
10	9 .4 .25	証取法第166条第3項 同法第200条 第6号等 ( 内部者取引 )	シントム㈱の第三者割当増資の決定 ( 重要事実 ) を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。  ( 嫌疑者 ) 割当先社長 割当先会社等	9 .5 .27 ( 東京簡裁 ) 割当先社長及び割当先会社等 罰金30万円 ( 略式命令 ) ( いずれも確定 )
11	9 .5 .13	証取法第50条の3第1項 同法第207条 第1項等 ( 損失補てん )	野村證券㈱は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。  ( 嫌疑者 ) 証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	11 .1 .20 ( 東京地裁 ) 証券会社 罰金1億円 同社社長、同社役員A 懲役1年 ( 執行猶予3年 ) 同社役員B 懲役8月 ( 執行猶予3年 ) 11 .4 .21 ( 東京地裁 ) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,300万円 ( いずれも確定 ) ( 注 ) 山一、日興、大和証券 関連と共に一括審査

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
12	9 . 9 . 17	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	山一証券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。  ( 嫌疑者 ) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役員 顧客	10 . 7 . 17 ( 東京地裁 ) 証券会社 罰金 8,000万円 同社役員 A 懲役 10月 ( 執行猶予 2年 ) 10 . 9 . 30 ( 東京地裁 ) 同社副社長 懲役 1年 ( 執行猶予 3年 ) 10 . 11 . 6 ( 東京地裁 ) 同社職員 懲役 10月 ( 執行猶予 2年 ) 同社役員 2名 懲役 8月 ( 執行猶予 2年 ) 11 . 4 . 21 ( 東京地裁 ) 顧客 懲役 9月 追徴金約 6億 9,300万円 ( 注 ) 11号事件と一括審理 11 . 6 . 24 ( 東京地裁 ) 同社役員 B 懲役 10月 ( 執行猶予 3年 ) 12 . 3 . 28 ( 東京地裁 ) 同社社長 懲役 2年 6月 13 . 10 . 25 ( 東京高裁 ) 同社社長 懲役 3年 ( 執行猶予 5年 ) ( いずれも確定 )

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
13	9 .10 21	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。  (嫌疑者)証券会社 当該会社副社長 当該会社役員 顧客	10.9.21(東京地裁) 証券会社 罰金1,000万円 同社副社長、同社職員 懲役10月 (執行猶予3年) 同社役員2名 懲役1年 (執行猶予3年) 11.4.21(東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,300万円 (注)11号事件と一括審理 (いずれも確定)
14	9 .10 23	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	山一証券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。  (嫌疑者)証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役員	10.7.17(東京地裁) 証券会社 罰金8,000万円 同社役員A 懲役10月 (執行猶予2年) 10.9.30(東京地裁) 同社副社長 懲役1年 (執行猶予3年) 10.11.6(東京地裁) 同社役員2名 懲役8月 (執行猶予2年) 11.1.29(東京地裁) 同社役員B 懲役10月 (執行猶予3年) 11.6.24(東京地裁) 同社役員C 懲役10月 (執行猶予3年) 12.3.28(東京地裁) 同社社長 懲役2年6月 13.10.25(東京高裁) 同社社長 懲役3年 (執行猶予5年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
15	9 .10 .28	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	大和証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者)証券会社 当該会社副社長 当該会社役員 顧客	10 .10 .15 (東京地裁) 証券会社 罰金4,000万円 同社副社長 懲役1年 (執行猶予3年) 同社役員3名 懲役10月 (執行猶予3年) 同社役員2名 懲役8月 (執行猶予3年) 11 .4 .21 (東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,300万円 (注)11号事件と一括審理 (いずれも確定)
16	10 .3 .9	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 (嫌疑者)証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10 .9 .21 (東京地裁) 証券会社 罰金1,000万円 同社副社長、同社役員 懲役1年 (執行猶予3年) (いずれも確定)
17	10 .3 .20	証取法第197条第1号 同法第207条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	山一証券(株)は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)証券会社 当該会社社長 当該会社社長 当該会社副社長	12 .3 .28 (東京地裁) 同社会長 懲役2年6月 (執行猶予5年) 同社社長 懲役2年6月 13 .10 .25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年 (執行猶予5年) (いずれも確定)
18	10 .5 .29	証取法第167条第1号 同法施行令第31条 同法第200条第6号 (内部者取引)	トーソク(株)の株券について、親会社が他社(買収先)へ一括株式譲渡を実施すること(重要事実)を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)親会社役員	10 .8 .26 (横浜簡裁) 罰金50万円 (略式命令) (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
19	10.7.6	証取法第166条第3項 同法第200条第6号 (内部者取引)	大都工業㈱の会社更生手続開始の申立ての決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 関連会社役員 関連会社職員の親族	10.7.17(東京簡裁) 関連会社職員の親族 罰金50万円 (略式命令) 10.11.10(東京地裁) 関連会社役員 懲役6月 (執行猶予3年) 罰金50万円 (いずれも確定)
20	10.10.30	証取法第166条第1項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	日本エム・アイ・シー㈱のベンチャー企業の吸収合併の決定(重要事実)を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 合併相手先役員 証券会社職員	11.3.19(東京地裁) 証券会社職員 懲役6月 (執行猶予3年) 罰金50万円 12.3.28(東京地裁) 合併相手先役員 懲役6月 罰金50万円 12.11.20(東京高裁) 合併相手先役員 控訴棄却 15.12.3(最高裁) 合併相手先役員 上告棄却 (いずれも確定)
21	10.12.17	証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	トーア・スチール㈱の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 取引先役員 同部下職員	11.2.10(東京簡裁) 部下職員 罰金50万円 (略式命令) 11.4.13(東京地裁) 取引先役員 懲役1年 罰金200万円 11.10.29(東京高裁) 取引先役員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金200万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
22	11.2.10	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	トーア・スチール㈱の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 同業他社社長	11.4.13(東京地裁) 懲役10月 罰金200万円 11.10.29(東京高裁) 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金200万円 (確定)
23	11.3.4	証取法第159条第1項、第2項 同法第197条等 (相場操縦)	昭和化学工業㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。  (嫌疑者) 金融業者 金融業者役員	11.6.24(大阪地裁) 金融業者役員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 金融業者 罰金400万円 (いずれも確定)
24	11.6.30	証取法第197条第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行頭取 当該銀行副頭取	14.9.10(東京地裁) 同行頭取 懲役3年 (執行猶予4年) 同行副頭取2名 懲役2年 (執行猶予3年) 17.5.21(東京高裁) いずれも控訴棄却  いずれも公判係属中(最高裁)
25	11.8.13	証取法第197条第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行会長 当該銀行頭取、 当該銀行副頭取 当該銀行役員	16.5.28(東京地裁) 同行会長 懲役1年4月 (執行猶予3年) 同行頭取 懲役1年 (執行猶予3年) 同行副頭取 懲役1年 (執行猶予3年)  いずれも公判係属中(東京高裁)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
26	11.12.3	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号、第4項同法第197条第8号等 (相場操縦)	㈱ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。  (嫌疑者) 会社社長 会社役員	12.5.19 (横浜地裁) 会社社長 懲役1年6月 (執行猶予3年) (確定)
27	11.12.27	証取法第198条第4号等 (虚偽の半期報告書の提出)	㈱ヤクルト本社は、プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社副社長 証券会社会長	14.9.12 (東京地裁) 同社副社長 懲役7年 罰金6,000万円 当該会社 罰金1,000万円 15.8.11 (東京高裁) いずれも控訴棄却 (いずれも確定)
28	12.1.31	証取法第197条第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱テストコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.1.30 (横浜地裁) 同社社長 懲役1年6月 (執行猶予3年) (確定)
29	12.3.21	証取法第158条 同法第197条第6号等 (偽計)	クレスパール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	12.3.22 (東京簡裁) 同社役員2名 罰金30万円 (略式命令) (いずれも確定)
30	12.3.22	証取法第158条 同法第197条第6号等 (偽計)	クレスパール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社会長	14.10.10 (東京地裁) 同社会長 懲役3年 罰金6,400万円 15.11.10 (東京高裁) 控訴棄却 公判係属中 (最高裁)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
31	12.5.26	証取法第166条第3項等 同法第198条第15号 (内部者取引)	㈱ピコイが和議開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者)取引先役員	12.7.19(東京地裁) 懲役8月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約449万円 (確定)
32	12.11.28	証取法第166条第3項等 同法第198条第15号 (内部者取引)	㈱ブレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者)当該会社役員の姉	12.11.28(東京簡裁) 罰金50万円 (略式命令) 追徴金約158万円 (確定)
33	12.12.4	証取法第158条等 同法第197条第1項第5号等 (風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出)	㈱東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。  (嫌疑者)会社役員等	12.12.4(東京簡裁) 会社役員ら3名 罰金50万円 (略式命令) 14.11.8(東京地裁) 会社役員1名 懲役2年 (執行猶予4年) 罰金600万円 (いずれも確定)
34	12.12.4	証取法第27条の23第1項 同法第198条第5号 (大量保有報告書の不提出)	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者になったにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。  (嫌疑者)会社役員	14.11.8(東京地裁) 懲役2年 (執行猶予4年) 罰金600万円 (確定)
35	13.3.12	証取法第166条第1項等 同法第198条第15号 (内部者取引)	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者)提携先社員(公認会計士)	13.5.29(東京地裁) 懲役1年 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,414万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
36	13.4.27	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号 同法第197条第1項第5号 (相場操縦)	アイカ工業(株)の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買上がり買付け、仮装売買等。  (嫌疑者) 会社社長	14.9.12 (名古屋地裁) 懲役1年6月 (執行猶予3年) 追徴金約2,818万円 (確定)
37	13.12.20	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス(株)は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社専務 当該会社社員	14.10.8 (大阪地裁) 同社社長 懲役2年 (執行猶予3年) 同社副社長 懲役1年 (執行猶予3年) 同社専務 懲役10月 (執行猶予3年) (いずれも確定)
38	14.3.20	証取法第159条第1項第1号等、第2項第1号 同法第197条第1項第7号 (相場操縦)	志村化工(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等。  (嫌疑者) 会社役員等	15.7.30 (東京地裁) 会社役員A 懲役2年 (執行猶予3年) 追徴金約1億1,395万円 15.11.11 (東京地裁) 無職C 懲役2年 (執行猶予3年) 追徴金約1億2,080万円 (いずれも確定) 15.11.11 (東京地裁) 会社役員B 懲役2年 (執行猶予3年) 追徴金約1億2,080万円 16.7.14 (東京高裁) 控訴棄却 公判係属中(最高裁)
39	14.3.26	証取法第166条第1項等 同法第198条第15号 (内部者取引)	株)ティーアンドイーソフトが他社と業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 記者発表会業務下請会社役員	14.10.16 (東京地裁) 懲役8月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約922万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
40	14.6.7	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス(株)の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑者)公認会計士	14.6.10(大阪簡裁) 公認会計士2名 罰金50万円 (略式命令) (いずれも確定) 公認会計士1名  (大阪地裁) 死亡による公訴棄却
41	14.6.28	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ナナボシは、平成12年3月期及び平成13年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社役員	15.3.13(大阪地裁) 同社会長 懲役2年6月 15.3.31(大阪地裁) 同社役員 懲役3年6月 15.9.16(大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16.1.16(最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
42	14.6.28	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者)銀行員(契約締結先)等	15.5.2(東京地裁) 銀行員 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約400万円 医師 懲役10月 (執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28(東京高裁) 医師 控訴棄却 16.5.31(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
43	14.6.28	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	三陽エンジニアリング(株)が三陽ボックス(株)の株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。  ( 嫌疑者 ) 銀行員 ( 第一次情報受領者 ) 等	15.5.2 ( 東京地裁 ) 銀行員 懲役1年2月 ( 執行猶予3年 ) 罰金80万円 追徴金約400万円 医師 懲役10月 ( 執行猶予3年 ) 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28 ( 東京高裁 ) 医師 控訴棄却 16.5.31 ( 最高裁 ) 医師 上告棄却 ( いずれも確定 ) ( 注 ) 42号事件と一括審理
44	14.7.31	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	(株)光通信が(株)クレイフィッシュの株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。  ( 嫌疑者 ) 会社員	15.2.28 ( 東京地裁 ) 懲役1年 ( 執行猶予3年 ) 罰金100万円 追徴金約1,048万円 ( 確定 )
45	14.9.6	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ナナボシは、平成10年3月期及び平成11年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  ( 嫌疑者 ) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	15.3.13 ( 大阪地裁 ) 同社会長 懲役2年6月 15.3.31 ( 大阪地裁 ) 同社役員 懲役3年6月 15.9.16 ( 大阪高裁 ) 同社会長 控訴棄却 16.1.16 ( 最高裁 ) 同社会長 上告棄却 ( いずれも確定 ) ( 注 ) 41号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
46	14.11.29	証取法第158条同法第197条第1項第7号 (風説の流布及び偽計)	ドリームテクノロジー(株)の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。  (嫌疑者)当該株券取引者	15.3.28(広島簡裁) 罰金30万円 追徴金36万6千円 (略式命令) (確定)
47	14.12.16	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出)	(株)エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。  (嫌疑者)当該会社 当該会社社長	15.7.14(東京地裁) 同社長 懲役2年 (確定)
48	14.12.19	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティの株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同株券を買付けた。  (嫌疑者)公開買付代理人であった証券会社職員	15.9.10(東京地裁) 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約921万円 (確定)
49	14.12.26	証取法第158条同法第197条第1項等 (偽計)	(株)エムティーシーアイは公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。  (嫌疑者)当該会社 当該会社社長	15.7.14(東京地裁) 同社長 懲役2年 (確定) (注)47号事件と一括審理
50	15.2.13	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同株券を買付けた。  (嫌疑者)会社職員等	15.7.3(大阪地裁) 会社職員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金290万円 職員知人 懲役1年 (執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約210万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
51	15 .2 20	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。  ( 嫌疑者 ) 会社職員等	15 .7 3 (大阪地裁) 会社職員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金290万円 職員実弟 懲役1年 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約545万円 (いずれも確定)
52	15 .3 24	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  ( 嫌疑者 ) 当該会社 当該会社社長 当該会社専務 当該会社常務	15 .9 .17 (東京地裁) 同社専務 懲役2年 (執行猶予3年) 15 .12 .11 (東京地裁) 同社常務 懲役4年 16 .7 29 (東京高裁) 同社常務 控訴棄却 (いずれも確定) 16 .10 .7 (東京地裁) 同社会長 懲役8年 17 .9 28 (東京高裁) 同社会長 控訴棄却 公判係属中(最高裁)
53	15 .5 28	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティの株券を公開買付すること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。  ( 嫌疑者 ) 公開買付代理人であった証券会社職員	15 .10 21 (東京地裁) 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金70万円 追徴金約891万円 (確定)
54	15 .7 .16	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	(株)ソーテックが、自己株式を取得すること及び投資運用会社と業務提携を行うこと(ともに重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。  ( 嫌疑者 ) 当該会社職員	16 .1 30 (横浜地裁) 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約845万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
55	15 . 7 25	証取法第159条第1項第3号等 (相場操縦)	大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家はその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的として仮装売買等を行った。  (嫌疑者) ㈱大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	17 . 2 . 17 (大阪地裁) 同取引所副理事長 無罪 公判係属中 (大阪高裁)
56	15 . 7 30	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員 (元課長)	15 . 10 . 30 (東京地裁) 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約936万円 (確定)
57	15 . 11 . 14	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	㈱アイチコーポレーションの業務に関し、他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 会社役員	16 . 8 . 3 (名古屋地裁) 懲役10月 (執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約1,105万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
58	16.2.24	証取法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	(株)キャッツの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。  ( 嫌疑者 ) 当該会社社長等	17.2.8 (東京地裁) 会社役員A 懲役2年6月 (執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 同社役員 懲役2年6月 (執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 (いずれも確定) 会社役員B 懲役2年6月 (執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 17.3.11 (東京地裁) 同社社長 懲役3年 (執行猶予5年) 追徴金3億1,082万円 (確定) 17.9.7 (東京高裁) 会社役員B 控訴棄却 公判係属中 (最高裁)
59	16.2.27	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	大日本土木(株)が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。  ( 嫌疑者 ) 会社員	16.5.27 (名古屋地裁) 懲役10月 (執行猶予3年) 罰金80万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
60	16.3.29	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の半期報告書及び有価証券報告書の提出)	㈱キャッツは同社役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半期報告書を提出し、また、同社が保有する株式の取得価格を水増しして計上した虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 会社役員 公認会計士	17.3.4(東京地裁) 会社役員C 懲役1年6月 (執行猶予3年) 17.3.11(東京地裁) 同社社長 懲役3年 (執行猶予5年) 追徴金3億1,082万円 (注)58号事件と一括審理 (いずれも確定) 18.3.24(東京地裁) 公認会計士 懲役2年 (執行猶予4年) 公判係属中(東京高裁)
61	16.5.31	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	㈱デジタルが他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 会社役員	16.9.3(大阪地裁) 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約945万円 (確定)
62	16.6.22	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱森本組は完成工事総利益及び当期末処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	17.5.13(大阪地裁) 同社役員A 懲役2年 (執行猶予4年) 17.5.20(大阪地裁) 同社役員B 懲役2年 (執行猶予5年) 17.7.12(大阪地裁) 同社役員C 懲役2年6月 (執行猶予5年) (いずれも確定) 18.4.18(大阪地裁) 同社役員D 懲役6年 公判係属中(大阪高裁)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
63	16.6.24	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	㈱イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  ( 嫌疑者 ) 当該会社役員 会社役員 ( 2 名 )	17.7.22 (東京地裁) 会社役員A 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金655万円 17.10.19 (東京地裁) 同社役員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金1,000万円 18.2.2 (東京高裁) 会社役員A 控訴棄却 18.4.26 (最高裁) 会社役員A 上告棄却 (いずれも確定) 会社役員B 死亡による公訴棄却
64	16.11.2	証取法第166条 第1項等 (内部者取引)	㈱メディア・リンクスが純利益及び配当予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  ( 嫌疑者 ) 当該会社社長	17.5.2 (大阪地裁) 懲役3年6月 罰金200万円 17.10.14 (大阪高裁) 控訴棄却 18.2.20 (最高裁) 上告棄却 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
65	16.11.19	証取法第158条 同法第197条 第1項第7号等 (風説の流布及び偽計)	㈱メディア・リンクスは、同社の株価を騰貴させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨虚偽の事実を公表した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	17.5.2(大阪地裁) 同社社長 懲役3年6月 罰金200万円 当該会社 罰金500万円 17.10.14(大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20(最高裁) 同社社長 上告棄却 (注) 64号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (いずれも確定)
66	16.11.30	証取法第159条 第2項第1号等 (相場操縦)	真柄建設㈱等複数銘柄の株価を騰貴させることを目的とした見せ玉を行った。  (嫌疑者) 会社員	17.11.7(釧路地裁) 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 (確定)
67	16.12.9	証取法第197条 第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱メディア・リンクスは、架空売上及び架空仕入れを計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	17.5.2(大阪地裁) 同社社長 懲役3年6月 罰金200万円 当該会社 罰金500万円 17.10.14(大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20(最高裁) 同社社長 上告棄却 (注) 64号事件及び65号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (注) 65号事件と一括審理 (いずれも確定)

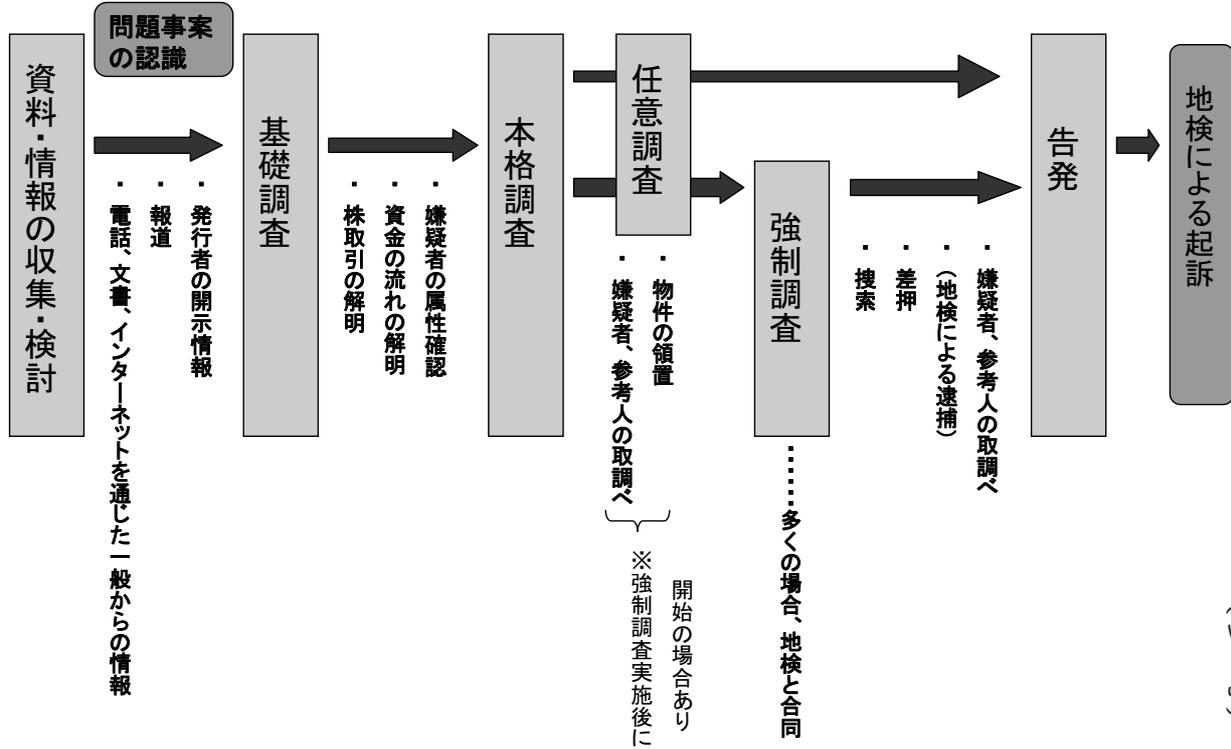
事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
68	17.1.26	証取法第166条第2項等 (内部者取引)	㈱シーエスケイコミュニケーションズが㈱シーエスケイとの株式交換(重要事実)により㈱シーエスケイの完全子会社になることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者)会社役員等	公判係属中(東京地裁)
69	17.3.14	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント㈱が、産業活力再生特別措置法の適用を前提として、チノン㈱株式の公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者)国家公務員	17.10.28(東京地裁) 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金90万円 追徴金約1,373万円 (確定)
70	17.3.22	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	南野建設㈱が第三者割当増資による新株の発行を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者)当該会社役員等	17.6.27(大阪地裁) 同社役員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約625万円 役員妻 懲役1年 (執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金約625万円 (いずれも確定)
71	17.3.22	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	西武鉄道㈱は、㈱コクドの所有に係る西武鉄道㈱株式会社につき、発行済み株式総数に対する所有割合を少なく記載するなどし、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑者)当該会社等	17.10.27(東京地裁) 会社役員 懲役2年6月 (執行猶予4年) 罰金500万円 当該会社 罰金2億円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
72	17.3.22	証取法第166条第2項等 (内部者取引)	西武鉄道(株)が有価証券報告書に継続的に(株)コクド所有に係る株式等について虚偽の記載をしてきた事実(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者)会社役員等	17.10.27(東京地裁) 会社役員 懲役2年6月 (執行猶予4年) 罰金500万円 (注)71号事件と一括審理 親会社 罰金1億5,000万円 (いずれも確定)
73	17.6.10	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	キヤノンソフトウェア(株)が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者)業務委託契約先社員	18.7.7(東京地裁) 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金658万円
74	17.6.20	証取法第159条第1項等 (相場操縦)	日信工業(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。  (嫌疑者)個人投資家	公判係属中(東京地裁)
75	17.8.17	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	カネボウ(株)は、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社役員	18.3.27(東京地裁) 同社社長 懲役2年 (執行猶予3年) 同社役員 懲役1年6月 (執行猶予3年) (いずれも確定)
76	17.9.30	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士としてカネボウ(株)の監査業務を行った際、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者)公認会計士	公判係属中(東京地裁)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
77	17.11.15	証取法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	(株)ソキアの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。  (嫌疑者) 会社役員	公判係属中(大阪地裁)
78	18.2.10	証取法第158条 同法第197条第1項第7号 (風説の流布及び偽計)	(株)ライブドアマーケティングは、(株)ライブドアマーケティング株式の売買のため及び同社の株価の高値形成を図る目的をもって、虚偽の事実を公表した。  (嫌疑者) 当該会社等 当該会社社長 当該会社役員 会社役員(2名)	公判係属中(東京地裁)
79	18.2.22	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	(株)東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 当該会社社員	公判係属中(仙台地裁)
80	18.2.22	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	(株)東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 当該会社社員	公判係属中(福島地裁)
81	18.2.22	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	(株)東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 当該会社社員	公判係属中(福島地裁)
82	18.3.13	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ライブドアは、売上計上の認められない自社株売却益を売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員(3名) 会社役員	公判係属中(東京地裁)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
83	18.3.30	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士や監査の実質的責任者として㈱ライブドアの監査業務を行った際、売上計上の認められない自社株売却益を売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 公認会計士 会社役員	公判係属中(東京地裁)
84	18.5.30	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	アライドテレシス㈱が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 当該会社役員等	
85	18.6.22	証取法第167条第3項等 (内部者取引)	㈱ライブドアが㈱ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買集める旨の公開買付に準ずる行為の実施(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 会社役員等	公判係属中(東京地裁)

# 犯則事件の調査の流れ



## 2 - 3 勧告実施状況

### 1 勧告実施件数一覧表

区 分	13年 7月	14年 7月	15年 7月	16年 7月	17年 7月
	～ 14年 6月	～ 15年 6月	～ 16年 6月	～ 17年 6月	～ 18年 6月
勧 告 件 数	26	30	26	17	39
課徴金調査に基づく 勧告(不公正取引)	-	-	-	-	9
開示検査結果に 基づく勧告	-	-	-	-	1
証券会社等の検査 結果に基づく勧告	25	30	25	17	29
証券監視委の行った 検査に基づく勧告	6	11	9	5	10
財務局長等の行った 検査に基づく勧告	19	19	16	12	19
犯則事件の調査に 基づく勧告	1	-	2	1	-

(注1)平成15・平成16検査事務年度の勧告には、検査に基づく勧告と犯則事件の調査に基づく勧告を併せて行ったので、勧告合計と内訳は一致しない。

(注2)「課徴金調査に基づく勧告(不公正取引)」の計数は、風説の流布・偽計、相場操縦及び内部者取引に係る課徴金調査の結果、課徴金納付命令の発出を求める勧告の実施件数である。

(注3)「開示検査結果に基づく勧告」の計数は、下記件数の合計である。

- ・有価証券報告書等の虚偽記載等に係る開示検査の結果、訂正報告書等の提出を命ずる勧告の実施件数
- ・虚偽の有価証券届出書等の提出により有価証券を取得させ、売り付ける行為及び虚偽の有価証券報告書等の提出に係る課徴金調査の結果、課徴金納付命令の発出を求める勧告の実施件数

## 2 勧告件数（法令違反等の内容別）

### (1) 課徴金

内部者取引（17年7月～18年6月） 9件

### (2) 開示検査

有価証券報告書虚偽記載（17年7月～18年6月） 1件

### (3) 証券会社等検査

法令違反等の内容	勧告対象の別	13年7月	14年7月	15年7月	16年7月	17年7月	合 計
		～14年6月	～15年6月	～16年6月	～17年6月	～18年6月	
向い呑み及び呑み行為	会社及び役職員				1		1
	会社のみ						
	役職員のみ						
取引一任勘定取引契約の締結	会社及び役職員	2	2	1	4	2	11
	会社のみ			1		1	
	役職員のみ	13	12	8	4		
有価証券の売買等に関する虚偽又は重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をする行為	会社及び役職員			1	3	1	5
	会社のみ	3	1			2	
	役職員のみ	1					
特別の利益を提供することを約して勧誘する行為	会社及び役職員	1					1
	会社のみ		2	1		1	
	役職員のみ			1			
作為的相場形成	会社及び役職員	2	4	2	2	1	11
	会社のみ		2	2			
	役職員のみ		1				
職務上知りえた特別の情報に基づく有価証券の売買及び投機的利益追及	会社及び役職員						19
	会社のみ	8	7	2	1	1	
	役職員のみ						
法人関係情報を提供した勧誘	会社及び役職員			1			1
	会社のみ						
	役職員のみ						
損失補てん等	会社及び役職員					1	1
	会社のみ			1			
	役職員のみ	2				1	
適合性原則違反	会社及び役職員						1
	会社のみ			1			
	役職員のみ						
法人関係情報に係る不正取引の防止上不十分な有価証券の売買に関する管理の状況	会社及び役職員			1		2	3
	会社のみ	1		2			
	役職員のみ						
投資信託受益証券の乗換勧誘に際し、重要な事項について説明を行っていない状況	会社及び役職員				2		2
	会社のみ						
	役職員のみ						
証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況	会社及び役職員					1	1
	会社のみ						
	役職員のみ						

法令違反等の内容	勧告対象の別	13年7月	14年7月	15年7月	16年7月	17年7月	合 計
		～ 14年6月	～ 15年6月	～ 16年6月	～ 17年6月	～ 18年6月	
調達資金が親法人への弁済に充てられることの不告知	会社及び役員		1				1
	会社のみ						
	役員のみ						
親法人等との非公開情報の授受	会社及び役員		1			1	2
	会社のみ						
	役員のみ						
外務員の職務に関する著しく不適当な行為	会社及び役員						
	会社のみ						
	役員のみ	1	2	2			5
信用の供与の条件として有価証券の売買等をする行為	会社及び役員						
	会社のみ				1		1
	役員のみ						
仮装取引及び馴合い取引	会社及び役員			1			1
	会社のみ			1	1		2
	役員のみ						
政令の定めるところに違反した空売り	会社及び役員	1					1
	会社のみ	2					2
	役員のみ						
本人確認を行わない行為	会社及び役員				1		1
	会社のみ		1	3			4
	役員のみ						
自主規制業務の不備	会社及び役員						
	会社のみ			1			1
	役員のみ						
その他	会社及び役員					3	3
	会社のみ					25	25
	役員のみ						
合計	会社及び役員	6	7	7	13	12	45
	会社のみ	6	7	13	2	29	57
	役員のみ	25	22	13	5	2	67

- (注) 1. 1件の勧告で複数の法令違反等の指摘を行う場合があるため、勧告件数とは一致しない。  
2. 上記のほかに、内部管理上の問題として勧告を行っている。

### 3 勧告事案の概要一覧表

#### (1) 課徴金調査（不公正取引）

（平成17年7月～平成18年6月）

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1 ～ 3	18 . 1 . 13	<p>内部者取引</p> <p>㈱ガーラにおいて営業等の業務に従事していた社員（課徴金納付命令対象者）及び経理等の業務に従事していた社員（課徴金納付命令対象者）は、同社が第三者割当増資及び業務提携を行うことについて決定した事実を、業務管理等の業務に従事していた社員（課徴金納付命令対象者）は、同社が業務提携を行うことについて決定した事実を、その職務に関して知り、この事実が公表される平成17年6月21日以前に、それぞれ、同月14日、16日、16日において、株券1株を119万円、120万円、120万円で買い付けたものである。</p> <p>・ 課徴金額 課徴金納付命令対象者 32万円 課徴金納付命令対象者 31万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成18年1月13日 課徴金納付命令日 平成18年2月8日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判延における審理は行われなかった。</p>
4	18 . 2 . 1	<p>内部者取引</p> <p>利根地下技術㈱の管理職社員（当時）は、同社が民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行うことについて決定した事実をその職務に関して知り、この事実が公表される平成17年5月19日以前の同月16日に、株券9,000株を207万1,000円で売り付けたものである。</p> <p>・ 課徴金額 72万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成18年2月1日 課徴金納付命令日 平成18年2月15日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判延における審理は行われなかった。</p>
5 ～ 6	18 . 4 . 17	<p>内部者取引</p> <p>フジプレミアム㈱及び同社役員は、同社が株式分割を行う事実が公表される平成17年10月6日以前に、</p> <p>フジプレミアム㈱については、同社役員が、同社が株式分割を行うことを決定した事実をその職務に関して知り、同社の計算において、同年10月3日に1,000株を391万6,000円で</p>	<p>審判手続開始決定日 平成18年4月17日 課徴金納付命令日 平成18年5月9日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判延における審理は行われなかった。</p>



## 勧告事案の概要一覧表 補足説明

フジプレミアム株の株券に係る内部者取引の調査結果に基づく勧告資料  
( 勧告事案の概要一覧表 一連番号 5 ~ 6 )

課徴金額の計算式について

証取法第175条第1項に基づき、課徴金額は

$$\begin{aligned} & ( \text{重要事実が公表された翌日の終値} ) \times ( \text{買付け株数} ) \\ & \quad - ( \text{買付け価格} ) \times ( \text{買付け株数} ) \end{aligned}$$

となる。

従って、重要事実の公表翌日の10月7日のフジプレミアム株の株価の終値は、4,340円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

フジプレミアム株

$$434 \text{万円} ( 4,340 \text{円} \times 1,000 \text{株} ) - 391 \text{万} 6,000 \text{円} ( \text{注} ) = 42 \text{万} 4,000 \text{円}$$

課徴金額は1万円未満を切り捨てるため42万円

$$( \text{注} ) \text{買付価額は、} \left\{ \begin{array}{l} 3,890 \text{円} \times 100 \text{株} \\ 3,900 \text{円} \times 500 \text{株} \\ 3,920 \text{円} \times 100 \text{株} \\ 3,950 \text{円} \times 300 \text{株} \end{array} \right\} \text{の合計額である。}$$

同社役員

2,647万4,000円 (4,340円 × 6,100株)

- 2,434万3,000円 (注) = 213万1,000円

課徴金額は1万円未満を切り捨てるため213万円

(注) 買付価額は、

3,850円 × 200株	4,000円 × 300株
3,880円 × 300株	4,010円 × 100株
3,890円 × 600株	4,040円 × 300株
3,920円 × 100株	4,050円 × 400株
3,930円 × 100株	4,070円 × 100株
3,940円 × 400株	4,080円 × 1,000株
3,950円 × 1,100株	4,090円 × 600株
3,960円 × 300株	4,100円 × 100株
3,970円 × 100株	

の合計額である。

日本プラスト株の株券に係る内部者取引の調査結果に基づく勧告資料

(勧告事案の概要一覧表 一連番号8～9)

課徴金額の計算式について

証取法第175条第1項に基づき、課徴金額は

(重要事実が公表された翌日の終値) × (買付け株数)

- (買付け価格) × (買付け株数)

となる。

従って、重要事実の公表翌日の7月8日の日本プラスト(株)の株価の終値は、718円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

課徴金納付命令対象者

(718円×7,000株)

- 買付価額(600円×7,000株) = 82万6,000円

課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、82万円

課徴金納付命令対象者

(718円×5,000株)

- 買付価額312万1,000円(注) = 46万9,000円

課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、46万円

(注) 買付価額は、
$$\left\{ \begin{array}{l} 638円 \times 2,000株 \\ 617円 \times 1,000株 \\ 618円 \times 1,000株 \\ 610円 \times 1,000株 \end{array} \right\}$$
 の合計額である。

## (2) 開示検査

(平成17年7月～平成18年6月)

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	18 .5 29	<p>有価証券報告書等の虚偽記載等（訂正報告書の提出命令勧告）</p> <p>（株）ペイントハウスは、平成17年11月30日に関東財務局長に対して提出した平成17年8月期有価証券報告書において、連結純資産が約89億円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産に相当する「資本合計」欄に約27億円と記載するなどした連結貸借対照表及び連結当期純損益が約83億円の損失であったにもかかわらず、これを約33億円の利益と記載するなどした連結損益計算書が掲載されていた。</p>	<p>有価証券報告書の訂正報告書の提出命令発出前の平成18年6月8日に至って関東財務局長に有価証券報告書の訂正報告書を提出し、受理された。</p>

### (3) 証券会社等の検査

(凡例) 印は、会社及び役職員が勧告の対象となったもの。

印は、会社が勧告の対象となったもの。

・印は、役職員が勧告の対象となったもの。

区分欄の表示は、検査を実施した財務局等の略称(表示のないものは、監視委員会の検査)。

一連番号欄に を付したものについては、補足説明資料を添付。内容は一部非公表あり。

(平成17年7月～平成18年6月)

一連番号	勧告実施年月日(区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	17.10.18 (関東)	<p>業務又は財産の状況に照らし、支払不能に陥るおそれがあり、かつ、委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金について自己の固有財産と区分して管理していない状況</p> <p>株式会社フォレックス・スター(店頭金融先物取引業を行っており、金融先物取引法の一部を改正する法律(平成16年法律第159号)附則第2条第2項により金融先物取引業者とみなされる者)は、</p> <p>(1) 平成17年9月30日現在債務超過となっているうえ、債務超過解消の目途がたっておらず、その業務及び財産の状況に照らし、支払不能に陥るおそれがある、</p> <p>(2) 託者等から預託された委託証拠金その他の保証金について自己の財産と区分して管理しておらず、平成17年9月30日現在の現預金残高は顧客への返還必要額に不足している、</p> <p>と認められる。</p>	会社に対する処分 非公表

一連番号	勧告実施年月日(区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
2	17.10.26	<p>有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為</p> <p>松井証券株式会社は、平成15年7月から平成17年4月までの間、多数の顧客に対して一般信用取引の勧誘を行うに際し、一般信用取引における信用期日という重要な事項に関し、株式分割等、一定の場合に信用期日が設定されることがあるにもかかわらず、会社案内により、信用期日が設定されることは一切ないかのような誤解を生ぜしめるべき表示を行った。</p>	<p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・責任の所在の明確化</li> <li>・広範審査体制を含む内部管理体制の充実・強化</li> <li>・役職員の法令遵守意識の徹底</li> <li>・研修の実施</li> </ul>
3	17.11.1 (関東)	<p>業務又は財産の状況に照らし、支払不能に陥るおそれがあり、かつ、委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金について自己の固有財産と区分して管理していない状況</p> <p>日本デリックス株式会社(店頭金融先物取引業を行っており、金融先物取引法の一部を改正する法律(平成16年法律第159号)附則第2条第2項により金融先物取引業者とみなされる者)は、</p> <p>(1) 平成17年9月30日現在債務超過となっているうえ、債務超過解消の目的がたっており、その業務又は財産の状況に照らし、支払不能に陥るおそれがある、</p> <p>(2) 委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金について自己の固有財産と区分して管理しておらず、平成17年9月30日現在の現預金残高は顧客への返還必要額に不足している、</p> <p>と認められる。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての業務の停止6か月</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託者等の正確な把握及び委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金等の正確な把握を行うこと</li> <li>・会社財産(資産、負債及び純資産の額)の正確な把握を行うこと</li> <li>・委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金等について保全を図るとともに、会社財産を不当に費消する行為を行わないこと</li> <li>・委託者等の間における公平に配慮しつつ、委託者等の保護に万全を期すこと</li> <li>・委託者等からの苦情・問い合わせ等に適切に対応することを含め、内部管理態勢の充実・強化を早急に図るとともに責任の所在の明確化を図ること</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
3 つぎ			<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の 業務停止命令について、店頭及びホームページに表示する等、委託者等への周知徹底を適切に行うとともに、委託者等への適切な対応に配慮すること</li> </ul>
4	17.11.18 (近畿)	<p style="text-align: center;">不招請勧誘</p> <p>日本エフエックス株式会社（店頭金融先物取引業を行っており、金融先物取引法の一部を改正する法律（平成16年法律第159号）附則第2条第2項により金融先物取引業者とみなされる者）は、本社第二営業部及び八重洲支店において、平成17年7月1日以降、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、電話をかけて受託契約等の締結の勧誘を行った。</p> <p style="text-align: center;">契約締結前の交付書面にかかる記載不備</p> <p>日本エフエックス株式会社は、平成17年7月1日から同年10月11日までの間、金融先物取引の受託等を内容とする契約を締結した全顧客に対し、金融先物取引法第70条第1項に規定する記載すべき事項を記載していない契約締結前に交付すべき書面を交付した。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規注文の受託の停止1か月</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（委託者等の正確な把握及び委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金等の正確な把握を行うこと</li> <li>・社財産（資産、負債及び純資産の額）の正確な把握を行うこと</li> <li>・委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金等について保全を図るとともに、会社財産を不当に費消する行為を行わないこと</li> <li>・委託者等の間における公平に配慮しつつ、委託者等の保護に万全を期すること</li> <li>・委託者等からの苦情・問い合わせ等に適切に対応することを含め、内部管理態勢の充実</li> <li>・強化を早急に図るとともに、委託者等への適切な対応に配慮すること</li> <li>・上記の業務停止命令について、店頭及びホームページに表示する等、委託者等へ</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
4 つづき			<p>の周知徹底を適切に行うとともに、委託者等への適切な対応に配慮すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記法令違反行為を行った原因及び責任の所在を明確化すること</li> </ul>
5	17.11.18 (近畿)	<p>不招請勧誘</p> <p>日本フォレックス株式会社（店頭金融先物取引業を行っており、金融先物取引法の一部を改正する法律（平成16年法律第159号）附則第2条第2項により金融先物取引業者とみなされる者）は、大阪本店において、平成17年7月1日以降、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、電話をかけて受託契約等の締結の勧誘を行った。</p> <p>契約締結前の交付書面にかかる記載不備</p> <p>日本フォレックス株式会社は、平成17年7月1日から同年10月11日までの間、金融先物取引の受託等を内容とする契約を締結した全顧客に対し、金融先物取引法第70条第1項に規定する記載すべき事項を記載していない契約締結前に交付すべき書面を交付した。</p>	<p>会社に対する処分</p> <p>業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規注文の受託の停止1か月</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託者等の正確な把握及び委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金等の正確な把握を行うこと</li> <li>・会社財産（資産、負債及び純資産の額）の正確な把握を行うこと</li> <li>・委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金等について保全を図るとともに、会社財産を不当に費消する行為を行わないこと</li> <li>・委託者等の間における公平に配慮しつつ、委託者等の保護に万全を期すること</li> <li>・委託者等からの苦情・問い合わせ等に適切に対応することを含め、内部管理態勢の充実・強化を早急に図るとともに、委託者等への適切な対応に配慮すること</li> <li>・上記の業務停止命令について、店頭及びホームページに表示する等、委託者等への周知徹底を適切に</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区 分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
5 つづき			<p>行うとともに、委託者等への適切な対応に配慮すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記法令違反行為を行った原因及び責任の所在を明確化すること</li> </ul>
6	17.12.6 (関東)	<p>取引一任勘定取引の受託契約等の締結</p> <p>株式会社サンユートレックス（店頭金融先物取引業を行っており、金融先物取引法の一部を改正する法律（平成16年法律第159号）附則第2条第2項により金融先物取引業者とみなされる者）は、平成17年7月28日、顧客との間で、外国為替証拠金取引の受託につき、取引の数量、約定数値その他の内閣府令で定める事項について、顧客の同意を得ないで定めることができることを内容とする受託契約を締結した上で、平成17年7月28日及び翌29日の両日において、取引を受託、執行した。</p> <p>両建取引の勧誘</p> <p>株式会社サンユートレックスは、平成17年7月1日以降、顧客に対し、当該顧客が行う通貨等の売付け又は買付けと対当する取引の勧誘を行い、取引を受託、執行した。</p> <p>不招請勧誘</p> <p>株式会社サンユートレックスは、平成17年7月1日以降、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結の勧誘を行った。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての業務の停止 1か月</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金等について保全を図るとともに、会社財産を不当に費消する行為を行わないこと</li> <li>・委託者等の間における公平に配慮しつつ、委託者等の保護に万全を期すこと</li> <li>・委託者等からの苦情・問い合わせ等に適切に対応することを含め、内部管理態勢の充実・強化を早急に図るとともに、委託者等への適切な対応に配慮すること</li> <li>・上記の業務停止命令について、店頭及びホームページに表示する等、委託者等への周知徹底を適切に行うとともに、委託者等への適切な対応に配慮すること</li> <li>・左記法令違反行為を行った原因及び責任の所在を明確化すること</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区 分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
7	17.12.13 (関東)	<p>不招請勧誘</p> <p>フォレックスインターナショナル株式会社 (店頭金融先物取引業を行っており、金融先物 取引法の一部を改正する法律(平成16年法律第 159号)附則第2条第2項により金融先物取引業 者とみなされる者)は、平成17年7月1日以降、 受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一 般顧客に対し、電話をかけて、受託契約等の締 結の勧誘を行った。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規顧客の勧誘及び 新規口座開設の停止 1か月</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記法令違反行為を 行った原因及び責任 の所在を明確化する とともに法令違反の 根絶に向けた「再発 防止策」を策定し、 役職員に周知徹底す ること</li> <li>・全職員に対し法令遵 守意識の徹底を図る 観点から、実効ある 方策を講じること</li> <li>・内部管理態勢の充実 ・強化を図るととも に、責任の所在の明 確化を図ること</li> <li>・上記の業務停止命令 について、店頭及び ホームページに表示 する等、委託者等へ の周知徹底を適切に 行うとともに、委託 者等への適切な対応 に配慮すること</li> </ul>
8	17.12.16 (北陸)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損失を補てんするため財産上の利益を提供 する行為</li> </ul> <p>金沢信用金庫本店営業部営業員は、平成16年 1月13日、顧客の投資信託受益証券の解約につ き、当該受益証券について生じた顧客の損失の 全部を補てんするため、顧客の預金口座へ入金 する方法により、約16千円の財産上の利益を提 供した。</p>	<p>役職員(外務員)に対 する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職務停止 2週間</li> </ul>

一連番号	勧告実施年月日(区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
9	18.1.20 (関東)	<p>実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等を防止するための売買管理が十分でない認められる状況</p> <p>(1) 日本協栄証券株式会社常務取締役及び取引審査部担当執行役員監査部長(当時)は、その業務に関し、売買管理システムにより、買上がり買付けや自己対当売買等、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の可能性のあるインターネット取引(以下「不適切なインターネット取引」という。)を複数回抽出していたにもかかわらず、監査部長(当時)に報告すべき取引の具体的な基準を示すなどの売買審査担当者に対する十分な指導を行わなかったことから、それらについて報告がなされず、不適切なインターネット取引を検討しないまま放置している、</p> <p>(2) 取引審査部担当執行役員監査部長(当時)は、その業務に関し、東京証券取引所の調査などを契機として、不適切なインターネット取引を行った顧客に注意喚起しているが、その際当該顧客の実態に合致しない売買動機の説明や作為的相場形成を認めるような発言を受けても何ら具体的な検証を行わずそれを放置し、複数回に及び東京証券取引所や日本証券業協会の調査を受けるまで同様の注文の受託を継続している、</p> <p>(3) 常務取締役は、その業務に関し、当社の売買管理の状況について不公正取引の未然防止を図るための改善を行うことができる立場にあり、不適切なインターネット取引を行った顧客に対する注意喚起について報告を受けていたにもかかわらず、それによる顧客からの回答にかかる取引内容の検証などの指示を行わず放置している状況のまま業務を営んでいる。</p>	<p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット取引を含む売買管理の総点検を行うとともに、適切な売買管理体制の構築に向けた強化策を策定し、実施すること</li> <li>・今般の行政処分を踏まえ、売買管理体制に係る経営陣の関与のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること</li> <li>・研修等により全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること</li> </ul> <p>役職員(外務員)に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常務取締役 職務停止 4 週間</li> <li>・取引審査部担当執行役員 監査部長 職務停止 4 週間</li> </ul>
10	18.1.20	<p>弊害防止措置規定違反(親法人等からの顧客に関する非公開情報の受領)</p> <p>新生証券株式会社市場営業部付部長(当時)市場営業部部長代理ほか2名の使用人は、その業務に関し、親法人等から、情報提供に関する顧客の同意書を得ずに、親銀行在籍時に使用した資料の持ち込み、新生銀行等のパソコン内のデータの当社パソコンへの移管、新生銀行等使用人からのメール受信等の方法により、顧客の借入残高等の顧客に関する非公開情報を受領した。</p>	<p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部管理体制の充実・強化を図るとともに、責任の所在を明確化すること</li> <li>・親法人との関係における適正な業務運営の確保に向け再発防止策を策定するとと</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
10 つづき			<p>もに、役職員の法令遵守を徹底すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記2項目について、その対応状況を平成18年2月27日までに書面で報告すること</li> </ul> <p>役職員（外務員）に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場営業部付部長（他社の外務員登録に関するもの）職務停止4週間</li> <li>・市場営業部部長代理職務停止2週間</li> </ul>
11	18.2.16 (近畿)	<p>有価証券の売買その他の取引等につき、生ずることとなる損失及び生じた損失を補てんすることを約束する行為並びに生じた損失を補てんするために財産上の利益を提供する行為</p> <p>塚本證券株式会社第一営業部営業員（当時）は、その業務に関し、平成13年9月14日頃、顧客の株価指数先物取引につき、同年7月6日及び9月13日の当該株価指数先物取引について生じた顧客の損失の全部を補てんすることを約束し、また、同年9月26日頃、同顧客と、同年10月以降の上記取引について顧客に損失が生ずることとなった場合には、その全部を補てんすることを約束した。</p> <p>加えて、営業員（当時）は、その業務に関し、平成13年9月27日及び同14年6月21日、同顧客に対し、上記取引について生じた、損失補てんの約束に基づく顧客の損失の全部を補てんするため、顧客の証券口座及び銀行口座に入金する方法により、2,700千円の財産上の利益を提供し、また、同13年2月6日及び同月14日、別の顧客に対し、株式の売買につき、当該株式について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、顧客の証券口座に入金する方法により、約1,463千円の財産上の利益を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買その他の取引等をする行為</li> </ul> <p>営業員（当時）は、平成7年12月11日から同14年4月25日までの間、顧客3名の口座を使用して、専ら投機的利益の追求を目的として、自己の計算に基づく株式売買、株価指数先物取引</p>	<p>会社に対する処分</p> <p>業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株券の売買及び株価指数先物取引に係る受託業務の停止3日間</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部管理体制の抜本的な見直しを図るとともに、責任の所在の明確化を図ること</li> <li>・法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、役職員に周知徹底すること</li> <li>・全役職員に対し「法令遵守意識の徹底」を図る観点から、実効ある方策を講じること</li> </ul> <p>役職員（外務員）に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未定</li> </ul>

一連番号	勧告実施年月日(区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
11 つづき		及び株価指数先物オプション取引(以下「株式売買等」という。)を多数回にわたり行ったほか、同12年11月17日から同14年5月22日までの間、顧客4名と損益を共にする専ら投機的利益の追求を目的とした、顧客の信用取引保証金等に基づく株式売買等を多数回にわたり行った。	
12	18.3.2	<p>実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券指数等先物取引</p> <p>ジェー・ビー・モルガン・セキュリティーズ・アジア・プライベート・リミテッド東京支店株式派生商品トレーディング部トレーダー(当時)は、その業務に関し、東京証券取引所における東証株価指数先物取引の平成16年12月限月の売買取引(以下「TOPIX先物」という)において、平成16年11月4日の13時57分頃から先物大引(15時10分)にかけ、当該外国証券会社の海外関連会社の計算において、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文とを対当させて、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ、当該取引において実勢を反映しない作為的なTOPIX先物の約定指数を形成させた。</p>	<p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務停止命令</li> <li>・自己の計算による株価指数先物の取引業務の停止15日間</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部管理体制の充実・強</li> <li>・役職員の法令遵守の徹底及び再発防止策の策定</li> <li>・責任の所在の明確化</li> <li>・上記について、その対応状況を書面で報告すること</li> </ul> <p>役職員(外務員)に対する処分 (他社の外務員登録に関するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職務停止8週間</li> </ul>
13	18.3.22 (東海)	<p>投資顧問契約の締結に関し偽計を用いた行為</p> <p>東洋総研株式会社は、平成15年2月6日に顧客と締結した投資顧問契約(以下「契約」という。)の勧誘に際し、当社の顧客獲得による投資顧問料(以下「報酬」という。)収入の増加とそれに伴う自己の歩合給の増加を目的として、同年2月5日、「当社の成績は的中率99%です。」と全く根拠のない、著しく同顧客を誤認させるような事実を偽った表現を用いた。</p> <p>顧客に対して特別の利益を提供することを約した行為</p> <p>東洋総研株式会社は、平成15年7月31日、顧客に対し、当社の報酬収入の増加とそれに伴う自己の歩合給の増加を目的として行った契約期間途中でのより上位の会員区分への移行契約の締結の勧誘に際し、会員区分の移行により契約期間が短縮されるものであったことから、顧客</p>	<p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務停止命令</li> <li>・投資顧問業に係る全業務の停止1か月</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・責任の所在を明確化すること</li> <li>・再発防止策を策定・実施すること</li> <li>・内部管理体制を充実・強化すること</li> <li>・役職員の法令・諸規則の遵法精神を向上させること</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
13 つづき		に移行後の契約期間終了の翌日から移行前の契約期間末日までは無報酬で助言を行うことを約束した。	
14	18.4.5	<p>顧客の有価証券の売買等に関する管理が不正取引の防止上不十分な状況</p> <p>SMBCフレンド証券株式会社コンプライアンス部売買審査室長は、その業務に関し、各本店における内部者登録事務の指導・監督を十分に行わず、顧客の内部者登録が適切に行われているか否かの検証を行う等の十分な社内管理体制を構築しないことにより、上場会社等の会社関係者である顧客の内部者登録に多くの漏れを生ぜしめて、内部者取引に係る売買審査に多くの漏れが生じている状況のまま業務を営んでおり、これにより、顧客の有価証券の売買等に関する管理が不正取引の防止上不十分な状況のまま業務を営んでいる。</p>	<p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部者登録の徹底を含む顧客管理の総点検を実施するとともに、適切な顧客管理体制の構築に向けた対応策を策定し、実施すること</li> <li>・今般の行政処分を踏まえ、内部者取引の防止に関する社内管理体制に係る経営陣の関与のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること</li> <li>・研修等により全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること</li> <li>・上記について、その対応状況を書面で報告すること</li> </ul> <p>役職員（外務員）に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス部 売買審査室長 職務停止2週間</li> </ul>
15	18.4.7 (関東)	<p>著しく事実に相違する表示のある広告をする行為</p> <p>コモドアインベストメント株式会社は、平成16年1月頃から同17年12月2日までの間、当社ホームページの閲覧などにより資料請求や無料銘柄診断を求める多数の者（以下「見込客」という。）に対する勧誘において、当社の助言実績を知りたいとの申し出を受けた場合には、投資顧問法第14条に定める契約締結前の書面を郵送により交付するに際し、当社が助言を行ったことがない多数の値上がり率の高い銘柄について助言を行ったことがあるかのように株価上昇状況を記載した、助言実績に著しく相違する表示のある「推奨銘柄一覧表」を同封し、見込客に投資顧問契約の締結を勧誘している。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資顧問業に係る全業務の停止1か月</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実効ある再発防止策を策定・実施すること</li> <li>・全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること</li> <li>・上記法令違反行為についての責任の所在を明確化すること</li> </ul>

一連番号	勧告実施年月日(区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
16	18.4.7 (関東)	<p>著しく事実に相違する表示等のある広告をする行為</p> <p>イー・キャピタル株式会社は、平成16年4月頃から同17年11月11日までの間、当社ホームページの閲覧などにより資料請求や無料銘柄診断を求める少なくとも2,146名以上の者(以下「見込客」という。)に対して、投資顧問業法第14条に基づく契約締結前の書面を郵送により交付するに際し、「当社だから出来る玉移動、私募CB、第三者割当銘柄等の業界裏情報」、「極秘情報銘柄」と当社が実際には入手していない情報が存在するかどうかのような著しく事実に相違する表示で、かつ、助言内容について著しく誤認させるような表示のある案内書を同封し、見込客に投資顧問契約の締結を勧誘している。</p>	<p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務停止命令</li> <li>・投資顧問業に係る全業務の停止1か月</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実効ある再発防止策を策定・実施すること</li> <li>・全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること</li> <li>・上記法令違反行為についての責任の所在を明確化すること</li> </ul>
17	18.4.18	<p>役員会議事録の不実記載等</p> <p>(1) 役員会議事録の不実記載 日本リテールファンド投資法人は、計算書類の承認や投資口の追加発行等の意思決定に際し役員会を開催した後、当該役員会の議事録を作成することとしているが、平成14年2月から平成17年8月までの間に開催した35回(うち16回は適時開示が必要な議案を付議したものの)の役員会のうち合計9回(うち9回は適時開示が必要な議案を付議したものの)の役員会において、実際に役員会が開催された日の翌日以降に開催が行われたものとして議事録を作成、保存していた。これは、下記のとおり、当投資法人が上場している東京証券取引所規則の要請による適時開示を行っているかのように外形事実を糊塗するために行っていったものである。</p> <p>(2) 添付書類に不実記載のある有価証券届出書の提出 日本リテールファンド投資法人は、上記のような状況により役員会の議事録を作成していたことから、平成17年2月14日に役員会で決議した「公募による新投資口発行の件」等について、翌15日に開催、決議したとする不実記載がある役員会議事録の写しを添付した上で、同日に有価証券届出書を提出していた。</p> <p>(3) 適時開示規則違反 日本リテールファンド投資法人は、役員会で計算書類の承認や投資口の追加発行を決議した場合、当投資法人が上場している東京証券取引所の適時開示規則により直ちに当該事</p>	<p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務改善命令</li> <li>・法令遵守態勢の充実・強化を図ること</li> <li>・再発防止策を策定し実施するとともに、責任の所在の明確化を図ること</li> <li>・上記について、その対応状況を書面で報告すること</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
17 つづき		<p>実を公表することが義務付けられているにもかかわらず、実際には前日以前に開催していた役員会を公表する日に開催したものととして議事録を作成し、当日に決議したというプレスリリースを行い、あたかも適時開示を行っているかのように装っていた。</p>	
18	18.4.25 (近畿)	<p>有価証券の売買の媒介その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為</p> <p>MMGアローズ株式会社は、平成17年5月10日から同18年2月25日までの間、計45名以上の顧客に対し、AIM証券株式会社の委託を受けて、円建社債の私募の取扱いを当該証券会社のために行うに関し、当該社債により集められた資金の使途等について事実と異なる記載がなされた勧誘資料を交付して説明を行うことにより、虚偽の表示を行った。</p>	<p>会社に対する処 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全店舗における全ての証券仲介業に関する業務の停止1か月</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資者保護の観点から顧客に対し適切な対応をとること</li> <li>・虚偽表示が行われた社債を購入した顧客に対し、正確な商品内容等の説明を行うこと</li> <li>・当該社債により集められた資金の使途等について事実と異なる説明（虚偽表示）を行うに至った原因及びA I Mグループ内の資金の還流の実態を明らかにするとともに、責任の所在の明確化を図り、責任ある経営体制の確立を図ること</li> <li>・当社が証券仲介業者として取扱った当該社債を含む全ての商品について、その運用方法等の詳細な商品内容を当局に報告すること</li> <li>・令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、役職員への周知徹底を図ること</li> <li>・上記について、その対応状況を書面で報告すること、また、その実施状況を四半期ごとに書面で報告すること</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
19	18.4.25 (近畿)	<p>有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為</p> <p>AIM証券株式会社代表取締役社長(当時)は、その業務に関し、平成17年2月17日から同18年2月24日までの間、計188名以上の顧客に対し、円建社債の私募の取扱いに関し、当該社債により集められた資金の用途等について事実と異なる記載がなされた勧誘資料を交付して説明を行うことにより、虚偽の表示を行った。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全店舗における全ての証券業に関する業務の停止1か月</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <p>(投資者保護の観点から顧客に対し適切な対応をとること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虚偽表示が行われた社債を購入した顧客に対し、正確な商品内容等の説明を行うこと</li> <li>・当該社債により集められた資金の用途等について事実と異なる説明(虚偽表示)を行うに至った原因及びAIMグループ内の資金の還流の実態を明らかにするとともに、その責任の所在の明確化を図り、責任ある経営体制の確立を図</li> <li>・当社が証券会社として取扱った当該社債を含む全ての商品について、その運用方法等の詳細な商品内容を当局に報告すること、顧客資産の保全に万全を期</li> <li>・令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、役職員への周知徹底を図ること</li> <li>・上記について、その対応状況を書面で報告し、その実施状況を四半期ごとに書面で報告すること</li> </ul> <p>役職員(外務員)に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未定</li> </ul>

一連番号	勧告実施年月日(区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
20	18.5.23 (関東)	<p>実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等を防止するための売買管理が十分でないと思われる状況</p> <p>(1) エイチ・エス証券株式会社営業部長は、その業務に関し、寄付き前に、買い板を厚くする売り株数と買い株数が不均衡な成行きによる大口クロス取引注文(以下「変則クロス取引」という。)の受託について、担当営業員から報告を受けていたにもかかわらず、当該取引が株価へ及ぼす影響について全く問題意識を持っていなかったことから、営業責任者として顧客の売買動機の把握や注文の規制措置の検討などの日常的な売買管理を何ら行っていない、</p> <p>(2) また、当時の内部管理統括責任者は、その業務に関し、当社の売買管理の状況について不正取引の未然防止を図るための改善を行うことができる立場にあり、変則クロス取引について売買審査システムにより抽出していたにもかかわらず、当該取引が株価へ及ぼす影響について全く問題意識を持っていなかったことから取引内容の検討について部下への指示を行わず、更に、当該取引について東京証券取引所の調査などを受けたにもかかわらず、同様の認識から取引内容を十分検証しないまま取引停止等の措置を行うことなく当該取引の受託を継続している</p> <p>状況のまま業務を営んでいる。</p>	<p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <p>(・売買管理の総点検を行うとともに、適切な売買管理体制の構築に向けた強化策を策定し、実施すること ・今般の行政処分を踏まえ、売買管理体制に係る経営陣の関与のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること ・研修等により全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること ・上記について、その対応状況を書面で報告すること)</p> <p>役員(外務員)に対する処分 (・営業部長 ・職務停止4週間)</p>
21	18.5.24 (福岡)	<p>広告において表示すべき事項を表示していない行為</p> <p>株式会社エクセルトレードは、平成17年8月25日から同18年3月7日までの間、32回にわたり新聞紙面に広告を行うに当たり、以下の事項を表示しないまま広告を行った。</p> <p>顧客が行う金融先物取引の額が、その取引について顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金の額に比して大きい旨</p> <p>顧客が行う金融先物取引について、通貨等の価格又は金融指標の数値の変動により損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれがある旨</p> <p>店頭金融先物取引につき、金融先物取引業者が表示する通貨等の売付けの価格と買付けの価格とに差があるときは、その旨</p> <p>顧客が金融先物取引の受託等に関し預託すべき委託証拠金その他の保証金の料率又は額</p>	<p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <p>(・金融先物取引業の経営において代表取締役等及び内部監査部門等がその機能を適切に発揮し与えられた責務を全うすべきところ、その責務が全うされなかったことに対する責任の明確化 ・法令違反に対する対応策、改善策及び厳格かつ実効性のある再発防止策の策定並びにそれらの履行)</p>

一連番号	勧告実施年月日(区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
22	18 5 31	<p>顧客の有価証券の売買等に関する管理が不正取引の防止上不十分な状況</p> <p>(1) マネックス証券株式会社執行役員法規管理部長は、その業務に関し、顧客の勤務先の親会社又は子会社に上場会社等がある場合に、当該顧客を当該上場会社等の内部者として登録する体制を構築していない</p> <p>(2) 法規管理部における内部者登録システムの管理責任者は、その業務に関し、上場会社等に勤務する顧客の内部者登録手を最後まで完了していないことにより、それぞれ、上場会社等の会社関係者である顧客の内部者登録に多くの漏れが生じている状況のまま業務を営んでおり、これにより、顧客の有価証券の売買等に関する管理が不正取引の防止上不十分な状況のまま業務を営んでいる。</p> <p>証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況</p> <p>(1) マネックス証券株式会社においては、平成18年2月27日に、同社の夜間取引「マネックスナイター」において、大阪証券取引所を主市場とする銘柄の一部について、取引価格を誤って算出するという障害が発生したが、これは、大阪証券取引所の売買システムの変更が及ぼす影響の範囲について適切な確認を行っておらず、必要なプログラム修正を行っていなかったことに起因していた。</p> <p>(2) 同社においては、システム障害が多数発生していたことから、平成17年10月12日、金融庁より障害の発生原因及び再発防止策等の報告を命じられ、同年12月28日、外部システム変更時の影響範囲を見落としなく把握する体制を構築し、システム修正の要否、内容に問題がないかの確認を徹底する旨の報告書を金融庁に提出していたところである。</p> <p>上記(1)の障害は、JASDAQの新システムへの移行が及ぼす影響の範囲を見落としていたことに起因して平成17年8月29日に発生した障害とほぼ同一の原因によるものであり、執行役員システム部長は、その業務に関し、大阪証券取引所の売買システムの変更に伴い変更した同社システムのプログラムについて、テスト結果を十分に検証していればプログラムミスを容易に把握できたにもかかわらず、十分な検証を怠り、外部システム変更時の影響範囲の見落としによる障害の再発防止策を適切に実行していなかったものと認められる。</p>	<p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な内部者登録漏れが発生した原因を究明するとともに、貴社における内部者登録事務の管理・運営上の問題点を明確にした上で、当該登録事務に係るチェック体制の整備を含めた実効性ある具体的改善策を策定し、実施すること</li> <li>・本年2月27日に発生したシステム障害は、昨年8月のシステム障害とほぼ同一の原因によるものであるが、昨年12月28日に当局に報告した再発防止策が十分に機能しなかった原因を究明し、当該再発防止策の見直しを含めた実効性あるシステム管理体制の整備を図ること</li> <li>・上記の事態が生じたことについて、経営陣を含む責任の所在の明確化を図ること</li> <li>・役職員の法令遵守意識を高め、適正な業務運営を遂行するために必要な研修等を実施すること</li> <li>・上記について、その対応状況を書面で報告すること</li> </ul> <p>役職員（外務員）に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行役員法規管理部長 職務停止 2 週間</li> <li>・法規管理部における内部者登録システムの管理責任者 職務停止 2 週間</li> <li>・執行役員システム部長 職務停止 2 週間</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
23	18.5.31	<p>投資信託財産及び投資一任契約運用資産相互間において取引を指図等する行為</p> <p>メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社は、平成15年4月14日から平成17年8月31日までの間、6回にわたり、投資信託財産の運用において、組入株式の組入比率の調整等を行う際に、他の投資信託財産との相互間において、取引を行うことを受託会社に指図した。</p> <p>また、当社は、平成15年4月14日から平成18年1月19日までの間、38回にわたり、投資信託財産又は投資一任契約運用資産の運用において、組入株式の組入比率の調整等を行う際に、顧客に対する開示及び文書による顧客の同意を得ることなく、投資一任契約運用資産相互間又は投資信託財産と投資一任契約運用資産相互間において相互間取引を実行した。</p> <p>善管注意義務違反</p> <p>メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社は、平成16年3月25日、投資一任契約を締結している投資一任契約運用資産の運用において、組入れ株式の売却注文を他の投資一任契約運用資産との相互間取引によって執行し約定を成立させたと認識していたが、同月29日、誤発注により当該投資一任契約運用資産の運用口座ではなく、全く別の投資信託財産の口座で売却していたことに気付き、翌30日、当該投資一任契約運用資産の売付けと、誤発注により売却していた投資信託財産での買付けを対当させることにより、誤発注に係る訂正処理を実行した。</p> <p>上記の誤発注取引は、売却を行うべき口座の確認を十分に行わないまま発注していたことから発生していたが、当社においては、当該取引による投資信託財産に与えた影響の分析等も十分に行われないまま、対当売買によって訂正処理を完結させており、本来自らが負担すべきと考えられる当該取引により発生した損失を当該投資信託の受益者に負担させているばかりでなく、当該誤発注取引の発生及び訂正処理の内容について受益者に対し何ら説明していなかった。</p>	<p>会社に対する処分業務改善命令</p> <p>・運用資産相互間で利益相反となる可能性のある取引を実施していた事実を踏まえ、運用の実態及び運用管理に係る問題点を明らかにするとともに、実効性のある利益相反防止体制を構築すること</p> <p>・不適切な過誤訂正処理（運用資産間の対当売買）が看過されていた事実を踏まえ、公正かつ適正な業務運営を確保するための改善策の策定、並びに法令等遵守体制の充実・強化を図ること</p> <p>・経営管理体制の見直しを図るとともに、責任の所在を明確化すること</p> <p>・上記に関する業務改善計画を書面で提出し、直ちに実行すること</p>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
24	18.6.7 (東海)	<p>取引一任勘定取引の契約を締結する行為</p> <p>伊勢証券株式会社志摩営業所所長代理は、その業務に関し、平成15年6月19日及び同16年12月2日に、顧客2名との間で、それぞれ、株式の買付注文の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年6月19日から同17年12月29日までの間、計66件の取引を受託、執行した。</p>	<p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等遵守に係る経営姿勢を明確にすること</li> <li>・今般の行政処分を踏まえ、内部管理体制の見直しを図るとともに、責任の所在の明確化を図ること</li> <li>・法令違反の根絶に向けた「再発防止策(具体的達成方法、達成時期及び社内規程等の明確化を含む。)」を策定すること</li> <li>・全役職員に対する「法令遵守の徹底」に係る研修を実施すること</li> <li>・社内検査の充実・強化のための具体策を策定すること</li> </ul> <p>役職員(外務員)に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未定</li> </ul>
25	18.6.8	<p>投資信託の取得申込みに係る不適切な対応</p> <p>日興アセットマネジメント株式会社は、証券会社等を通じて募集を行っていた追加型株式投資信託について、平成16年12月28日、信託約款上は取得及び解約の申込みを受け付けることができない日であったにもかかわらず、当社があらかじめ証券会社等に送付していた「受付停止日一覧表」にその旨の記載が漏れていたため、多数の投資者から取得の申込みを受け付けた。</p> <p>当社は、上記追加型株式投資信託の取得の申込みに係る事後処理において、各投資者間の公平性を欠くことがないよう慎重に行うべきところ、取得の申込受付日が形式的に同じとなる処理が行われれば問題がないと判断し、特定の証券会社を通じて取得の申込みを行った投資者に対しては、受付日を平成16年12月29日に変更することに伴い発生する買付価格の差額を、当該証券会社を通じて当社が支払うことにより負担する一方で、当該証券会社以外の証券会社等を通じて取得の申込みをしていた投資者に対して</p>	<p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資信託の取得申込みに際して、投資者間の公平性を欠く処理となった事実関係を明らかにするとともに、当該処理に係る経営陣の関与や投資信託販売会社との関係を含めた業務運営上の問題点を明確にした上で、実効性ある再発防止策を策定すること</li> <li>・上記の事態が生じたことについて、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
25 つづき		<p>は、こうした処理が可能であることについて連絡を行わないまま、上記買付価格の差額を投資者の負担とした上で取得の申込みを受け付け、投資者が享受する経済的効果に相当な格差を生じさせ、投資者間の公平性を欠くこととなる処理を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に関する業務改善計画を書面で提出し、直ちに実行すること</li> </ul>
26	18.6.16	<p>役員会不開催等</p> <p>オリックス不動産投資法人の役員会について、平成13年9月から同18年2月までの間に開催したとする130回のうち88回については、役員会構成員である執行役員及び監督役員3名の招集事実がなく、役員会構成員が、一般事務受託者であるオリックス・アセットマネジメント株式会社から、事前に議事録案の送付又は説明を受け、後日、あたかも役員会構成員が参集した上で決議したかのように記載された議事録に捺印するという、いわゆる持ち廻りにより行われていた。</p> <p>こうしたことから、当投資法人は、法令上役員会の承認が必要とされる事項についても、適正に開催された役員会の承認を受けることなく、持ち廻り方式により得られた承認をもって、役員会に付議すべき行為を行っていた。</p>	<p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令遵守態勢の充実</li> <li>・強化を図ること</li> <li>・実効性ある再発防止策を策定し実施するとともに、責任の所在の明確化を図ること</li> <li>・上記について、その対応状況を書面で報告すること</li> </ul>
27	18.6.16	<p>投資法人資産運用業に係る善管注意義務違反</p> <p>オリックス・アセットマネジメント株式会社は、オリックス不動産投資法人との間で締結した資産の運用に係る委託契約に基づき行っている資産の運用において、平成13年12月から同18年3月までの間において、当該投資法人の運用資産に組み入れる不動産の取得時等に本来行うべき審査等の業務を適切に行っていないかった。</p> <p>一般事務受託者としての善管注意義務違反</p> <p>オリックス・アセットマネジメント株式会社は、一般事務受託者としてオリックス不動産投資法人に対して行っていた機関運営業務において、平成13年9月から同18年2月までの間に開催したとする当該投資法人の役員会130回のうち88回については、役員会構成員である執行役員及び監督役員3名の招集事実がなく、開催の都度、当社役職員が当該投資法人の各役員に対して事前に議事録案の送付又は説明をし、後日、あたかも役員会構成員が参集した上で決議したかのように記載した議事録に捺印を求めるといふ、いわゆる持ち廻りを行っていた。当社が、こうした機関運営事務を行っていたことから、</p>	<p>会社に対する処分</p> <p>業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな資産運用委託契約の締結禁止3か月</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資信託委託業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること</li> <li>・特に、投資法人の運用資産の取得・運用に際しては、関係法</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
27 つづき		<p>当該投資法人の執行役員及び監督役員は、法令上役員会の承認が必要とされる事項についても、このような持ち廻り方式により承認を行っていた。</p> <p>上記のとおり、当社は、当該投資法人から一般事務受託者として機関運営事務の委託を受けていたにもかかわらず、善良なる管理者として当該業務を行わず、当該投資法人の執行役員及び監督役員がかかる事務運営に漫然と従ったため、投資法人の役員会という重要な意思決定機関が適切に運営されない状態が継続した。</p>	<p>令等の遵守状況を確認するための十分な現物調査の実施や、適切な鑑定評価額に基づいた物件取得を行うための鑑定評価会社への資料提供等が適切に行われているか等についてチェックする体制を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資法人の機関運営事務受託にあたり、法令等遵守の観点から適切な業務執行体制を構築すること</li> <li>・今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること</li> <li>・上記に関する業務改善計画を書面で提出し、直ちに実行すること</li> </ul>
28	18.6.23 (関東)	<p>外国証券の取引に係る法定帳簿の不備</p> <p>日本インベスターズ証券株式会社は、平成13年7月10日を基準日とする関東財務局長による検査の結果、外国証券の取引に関し、証取法第188条に基づく証券会社に関する内閣府令(以下「府令」という。)第60条第1項に規定する法定帳簿(以下「法定帳簿」という。)について、「顧客勘定元帳」及び「保護預り有価証券明細簿」の未作成、「取引日記帳」の記載事項の一部欠如との指摘を受け、平成14年2月25日付で関東財務局長に対し改善報告書を提出している。</p> <p>しかしながら、その改善状況を検証したところ、上記について、当社は、外国証券の取引に係る法定帳簿である「顧客勘定元帳」及び「保護預り有価証券明細簿」を作成・保存しているが、当該法定帳簿の府令第60条第2項に基づく別表第8に定める記載事項(以下「必要記載事項」という。)については、その多くが欠如している。</p> <p>また、上記について、当社は、外国証券の取引に係る法定帳簿である「取引日記帳」を作成・保存しているが、当該法定帳簿についても同様に必要記載事項の多くが欠如している。</p>	<p>会社に対する処分業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての法定帳簿の点検・整備を実施し、法定帳簿の作成・保存が適切に行われる体制を構築すること</li> <li>・分別保管に係る手続きの点検・整備を実施し、顧客分別金信託が適切に行われる体制を構築すること</li> <li>・内部管理体制の充実・強化を図るとともに、責任の所在の明確化を図ること</li> <li>・法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、役員員に周知徹底すること</li> <li>・上記について、その状況を書面で報告すること</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
28 つづき		<p>さらに、外国証券の取引に係る法定帳簿である「注文伝票」及び「取引残高報告書」についても同様に必要記載事項の多くが欠如している状況が認められた。</p> <p>外国証券の取引に関し、顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況</p> <p>日本インベスターズ証券株式会社は、外国証券の取引に係る法定帳簿である「取引残高報告書」を作成し、顧客に交付しているが、その必要記載事項の多くが欠如しており、顧客の取引に関し、顧客に必要な情報を適切に通知していない状況となっている。</p> <p>外国証券の取引に係る顧客分別金の信託漏れ</p> <p>日本インベスターズ証券株式会社専務取締役は、その業務に関し、外国証券に関する募集の取扱いを行うに当たり、顧客から預託を受けた募集等払込金について分別保管を行わないまま業務を継続していた。</p> <p>このため、顧客分別金として信託すべき金額のうち、当該募集等払込金に係る金額の算入が漏れており、検査基準日現在において約74百万円の顧客分別金信託額の不足が認められた。</p>	<p>役職員（外務員）に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未定</li> </ul>
29	18.6.26 (中国)	<p>取引一任勘定取引の契約を締結する行為</p> <p>津山証券株式会社大阪支店歩合外務員は、その業務に関し、平成15年3月に顧客と日経225先物取引の受託につき、別の顧客と日経225先物取引及び日経225オプション取引の受託につき、同年7月頃に更に別の顧客と株式の売買の受託につき、それぞれ売買の別（日経225先物取引の受託については、現実指数が約定指数を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別をいい、日経225オプション取引の受託については、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別をいう。以下同じ。）銘柄、数及び価格（日経225先物取引の受託については約定指数をいい、日経225オプション取引についてはオプションの対価の額をいう。以下同じ。）の全部について顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年3月24日から同17年10月27日までの間、取引を受託、執行した。</p>	<p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>（法令等遵守にかかる経営姿勢を明確にすること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること</li> <li>・内部管理体制の見直しを図り、法令違反の根絶に向けた再発防止策（具体的達成方法、達成時期及び社内規程等の整備や全職員に対する法令遵守の徹底を図るための措置を含む。）を講じること</li> <li>・社内検査体制の充実・強化のための方策を講じること</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年 月 日 (区 分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
29 つづき			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記に関する計画を 書面で提出し、以後 計画の実施完了まで の間、その実施状況 を3ヶ月毎に報告す ること</li> </ul> 役職員（外務員）に対 する処分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未定</li> </ul>

## 勧告事案の概要一覧表 補足説明

### 松井証券株式会社に係る勧告資料

( 勧告事案の概要一覧表 一連番号 2 )

松井証券は、一般信用取引（注1）の仕組みを利用して信用期日（弁済期限）を原則として無期限とする取引を、「無期限信用取引」という名称で取り扱っている。

当社の社内規程である「ネットストック信用取引規程」では、「信用建玉銘柄について、上場廃止・株式併合・株式分割・合併・株式交換・株式移転・会社分割等の措置がとられた場合、当社が定める期日を信用期日とすることができる」旨が規定されている。

しかしながら、当社は、平成15年7月から平成17年4月までの間、多数の顧客に対して「無期限信用取引」の勧誘を行うに際し、「会社案内（注2）における当該取引の説明において、以下のような内容を記載することにより、信用期日が設定されることは一切ないかのような誤解を生ぜしめるべき表示を行ったものである。

「会社案内」における「無期限信用取引」の説明内容
--------------------------

これまでの信用取引では『決済期限6ヶ月』というルールがありました。反対売買を6ヶ月以内に行わなければならないということです。当初の思惑に反して株価が下がっていたとしても、期日になれば損を覚悟で決済しなければなりません。『期日さえ無ければ...』という思いを投資家なら誰でも一度は経験していることでしょう。無期限信用取引なら、決済期限はありません。松井証券でなら、期日を気にせず信用取引ができます。
--

（注1）品貸料、信用期日（弁済期限）及び金利について、顧客との間で合意した内容に従って行う信用取引。

(注2) 投資者が松井証券に対して口座開設のための資料請求を行った場合等に配布している資料。

#### 新生証券株式会社に係る勧告資料

(勧告事案の概要一覧表 一連番号10)

部長A(当時)は、平成17年7月、親法人等より当社に着任したが、親法人等の顧客リスト多数を当社に持ち込んでいる。

当該顧客リストには、顧客の借入残高等、親法人等の使用人という立場ゆえに入手できた親法人等顧客の特別な情報が多数含まれていた。

部長代理Bは、平成17年6月、親法人等の支店に臨店し、同支店使用人と面会した上、「担当会社一覧」をB本人宛にメール送信するよう口頭で依頼し、同日受信し、その後、開封して閲読している。

「担当会社一覧」には同支店の担当する事業法人等の借入残高等の情報が営業員別に記載されており、親法人等の使用人として職務上知り得た顧客の特別な情報が多数認められた。

上記使用人2名のほか、使用人2名が、親法人等のパソコン内のデータの当社パソコンへの移管等の方法により、顧客に関する非公開情報を受領した。

## オリックス・アセットマネジメント株式会社に係る勧告資料

(勧告事案の概要一覧表 一連番号27)

### 不動産の取得時等の審査業務等を適切に行っていなかった事例

#### 違法建築物件の取得

倉庫として建築確認を受けた部分を事務所に改造し、未使用部分を含め増床の上、用途外で使用していたため容積率を超過している物件について、十分な審査を行わないまま投資法人の資産として取得していた。

#### 賃貸面積を確認しないままの取得

テナント付の物件について実際の貸付面積を計測しないまま投資法人の資産として取得し、そのまま貸付を行ったところ、テナントからの指摘により、契約面積が実際より約55m<sup>2</sup> 広いことが判明した。

#### 不十分な鑑定評価に基づく取得

不動産の取得に当たり、外部の評価機関から鑑定評価を取得することとしているが、その評価額の客観性を高めるために、評価機関とは別の調査会社にエンジニアリング・レポート（不動産の建物や設備の状況に関する事前レポート）の作成を依頼し、このレポートを評価機関に提出している。その際、自ら作成を依頼したエンジニアリング・レポートを入手しているにもかかわらず、物件の売主から入手した古いエンジニアリング・レポートや暫定版として作成されたエンジニアリング・レポートを提出したまま鑑定評価額の算出を依頼し、その鑑定評価額を基にした価格によって投資法人の資産として取得していた。

#### P C B 付き物件の取得

敷地内の蓄電設備（コンデンサ）に有害物質であるポリ塩化ビフェニル（PCB）が含まれていたが、PCB特措法によれば前所有者に届出義務や処分責任があると考えられるところ、投資法人の資産として取得する際に、同法の規定を理解しないまま投資法人が管理するものとして届出をし、処理費用の見積もりまで行っていた。

## 2 - 4 開示検査実施状況

### 1 平成17事務年度における調査件数等

#### (1) 調査件数

開示書類提出義務者に対する報告徴取・資料徴求または立入検査件数 22件

#### (2) 調査対象の内訳

##### 対象会社等の属性

発行体	東京証券取引所上場企業	11件
	大阪証券取引所上場企業	5件
	名古屋・福岡・札幌証券取引所上場企業	2件
	ジャスダック証券取引所上場企業	8件
発行体以外の者		1件

(注) 同一会社が複数の取引所に上場している場合があるため、合計数が着手件数を上回ることがある。

##### 検査対象開示書類の種別

継続開示書類	平成17年7月～平成18年6月提出	
	有価証券報告書等	4件
	半期報告書等	10件
	平成17年7月以前提出	
	有価証券報告書等	19件
	半期報告書等	8件
有価証券届出書等発行開示書類		3件
その他		2件

(注) 同一会社の複数の開示書類を検査対象としている場合があるため、合計数が着手件数を上回ることがある。

## 2 平成17事務年度における調査結果

	勧告	1件	
	自発的訂正	勧告に基づくもの	1件
		勧告以外の当方の指摘に基づくもの	8件(外1件)
	当方の指摘事項なし	8件	

(注1) 自発的訂正が行われた場合であっても検査を継続することがあるため、合計数は検査終了件数を表すものではない。

(注2) 上記の外書きは、平成17事務年度中に有価証券報告書等の訂正報告書の提出は行われなかったものの、平成17事務年度中の検査に基づき、開示検査実施状況の公表日(平成18年7月18日)時点で有価証券報告書等の訂正報告書が提出されているもの。

## 2 - 5 検査実施状況

### 1 検査実施状況一覧表

区 分	13年7月 ～ 14年6月	14年7月 ～ 15年6月	15年7月 ～ 16年6月	16年7月 ～ 17年6月	17年7月 ～ 18年6月
証 券 会 社	96	118	124	113	98
国内証券会社	82	98	107	96	88
(証券監視委)	(10)	(17)	(15)	(13)	(15)
(財務局長等)	(72)	(81)	(92)	(83)	(73)
外国証券会社	14	20	17	17	10
(証券監視委)	(14)	(20)	(17)	(17)	(10)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
支 店 単 独	21支店	30支店	23支店	23支店	19支店
登録金融機関	7	13	13	27	28
(証券監視委)	(2)	(2)	(3)	(7)	(5)
(財務局長等)	(5)	(11)	(10)	(20)	(23)
証券仲介業者	-	-	0	0	1
(証券監視委)	-	-	(0)	(0)	(0)
(財務局長等)	-	-	(0)	(0)	(1)
金融先物取引業者	0	0	1	0	13
(証券監視委)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(財務局長等)	(0)	(0)	(1)	(0)	(13)
投資信託委託業者	-	-	-	-	14
(証券監視委)	-	-	-	-	(14)
(財務局長等)	-	-	-	-	(0)
投資法人	-	-	-	-	2
(証券監視委)	-	-	-	-	(2)
(財務局長等)	-	-	-	-	(0)
投資顧問業者	-	-	-	-	25
(証券監視委)	-	-	-	-	(0)
(財務局長等)	-	-	-	-	(25)
自主規制機関	2	0	2	0	2
(証券監視委)	(2)	(0)	(2)	(0)	(2)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

(注1) 上記の計数は、着手件数である。

(注2) 「支店単独」とは、支店の検査のみを実施するものである。

## 2 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区 分	13年7月 ～ 14年6月	14年7月 ～ 15年6月	15年7月 ～ 16年6月	16年7月 ～ 17年6月	17年7月 ～ 18年6月
国内証券会社	102	100	87	97	131
外国証券会社	94	105	102	125	184
登録金融機関	28	21	53	42	47
金融先物取引業者	-	-	459	-	63
投資信託委託業者					142
投資顧問業者					17
自主規制機関	106	-	60	-	74

(注1) 臨店期間分について算出したものである。

(注2) 15年7月～16年6月の金融先物取引業者の延べ検査投入人員は1社の実績である。

(注3) 17年7月～18年6月の国内証券会社の最少検査投入人員は12(人・日)、最多検査投入人員は960(人・日)である。

### 3 検査結果の状況

#### (1) 検査終了件数

区 分	13年7月 ～ 14年6月	14年7月 ～ 15年6月	15年7月 ～ 16年6月	16年7月 ～ 17年6月	17年7月 ～ 18年6月
検査終了件数	90	135	130	147	150
証券会社	83	122	116	118	81
登録金融機関	7	12	11	28	27
証券仲介業者			-	-	1
金融先物取引業者	-	-	1	-	12
投資信託委託業者					10
投資法人					2
投資顧問業者					17
自主規制機関	-	1	2	1	-

(注1)「検査終了件数」とは、検査事務年度中に被検査法人等に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了した件数をいい、前検査事務年度着手分を含む。なお、支店単独検査は含まない。

(注2)「投資信託委託業者」、「投資法人」及び「投資顧問業者」は、平成17年7月からの証券検査一元化に伴い、金融庁から証券監視委に移管された。

(2) 問題点が認められた会社等の数

区 分	17年7月 ～ 18年6月
問題点が認められた会社等の数	93
不公正取引に関するもの	18
投資者保護に関するもの	50
財産・経理等に関するもの	25
その他業務運営に関するもの	60

(注1)「問題点が認められた会社等の数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社等の数をいう。

(注2)問題点の区分は、証券検査一元化に伴い検査範囲及び検査対象先が拡大したため、見直しを行った。区分は、「不公正取引に関するもの(作為的相場形成等)」、「投資者保護に関するもの(不招請勧誘等)」、「財産・経理等に関するもの(債務超過及び区分管理違反等)」及び「その他業務運営に関するもの(役員会不開催等)」とした。

(注3)「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた会社等の数をいう。したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた会社等の数」の数値とは一致しない。

(参考) 昨事務年度までの問題点が認められた会社数

区 分	13年7月 ～ 14年6月	14年7月 ～ 15年6月	15年7月 ～ 16年6月	16年7月 ～ 17年6月
問題点が認められた会社数	57	78	67	67
市場ルール等関係	39	50	43	50
営業姿勢関係	5	5	7	8
内部管理体制関係	43	57	51	43
その他	-	1	1	1

(注1)「問題点が認められた会社数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社の数をいう。

(注2)「市場ルール等関係」、「営業姿勢関係」、「内部管理体制関係」及び「その他」は、各々の項目で問題点が認められた会社の数をいう。したがって、各項目で重複する会社があるため、各項目の合計と「問題点が認められた会社数」の数値とは一致しない。

#### 4 グループ一体型検査及び金融庁検査局同時検査の実施状況

グループ一体型検査	大和証券	( H17 .8 31 )
	大和証券 S M B C	( H17 .8 31 )
	S M B C フレンド証券	( H17 .8 31 )
	大和証券投資信託委託	( H17 .8 31 )
	日興コーディアル証券	( H17 .11 .16 )
	日興シティグループ証券	( H17 .11 .16 )
	マネックス・ビーンズ証券	( H17 .11 .16 )
	シティコープ証券	( H17 .11 .16 )
	日興アセットマネジメント	( H17 .11 .16 )
	シティグループ・アセットマネジメント	( H17 .11 .16 )
	新光証券	( H18 .2 20 )
	新光投信	( H18 .3 .9 )
	メリルリンチ日本証券	( H18 .3 .7 )
	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ	( H18 .3 .7 )
	三菱 U F J 証券	( H18 .4 26 )
三菱東京 U F J 銀行	( H18 .5 22 )	
三菱 U F J 信託銀行	( H18 .5 22 )	
三菱 U F J 投信	( H18 .5 22 )	
金融庁検査局同時検査	ソシエテジェネラル証券	( H17 .11 .7 )
	ソシエテジェネラルアセットマネジメント	( H17 .11 .7 )
	U B S 証券	( H18 .1 30 )
	U B S ・グローバル・アセット・マネジメント	( H18 .1 30 )
	三菱商事・U B S リアルティ	( H18 .1 30 )
	H S B C 証券	( H18 .3 30 )
	H S B C 投信	( H18 .3 30 )

(注1) グループ一体型検査は、資本関係等にあるグループ内検査対象先の一体型の同時検査をいう。

(注2) 金融庁検査局同時検査は、いわゆる金融コングロマリットを構成しているグループ内の検査対象先について、金融庁検査局と同時に検査を行うものを行い、グループ一体型検査を兼ねる。ただし、三菱商事・U B S リアルティについては、グループ一体型検査であるが、金融庁検査局同時検査は行っていない。

(注3) ( ) 書きは、検査着手日。

## 5 平成17検査事務年度に検査が終了した法人一覧

担当	区分		被検査法人等	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通知日	勧告	
委員会	国内	1	松井証券	H17.4.13	H17.5.18	H17.10.26		
		1	新生証券	H17.8.29	H17.9.30	H18.1.20		
		2	大和証券	H17.8.31	H17.10.25	H17.12.19		
		3	大和証券SMB C	H17.8.31	H17.10.25	H18.1.19		
		4	SMB Cフレンド証券	H17.8.31	H17.10.18	H18.4.5		
	5	マネックス証券	H17.11.16	H18.3.10	H18.5.31			
	外証	1	カリヨン証券	H17.1.24	H17.2.22	H17.10.14		
		2	ドイツ証券	H17.3.2	H17.4.8	H17.8.8		
		3	エービーエス・アムロ証券	H17.4.11	H17.4.28	H17.10.13		
		4	ジェー・ビー・モルガン証券	H17.4.20	H17.5.31	H18.3.2		
		5	現代証券	H17.5.30	H17.6.7	H17.8.10		
		1	リーマン・ブラザーズ証券	H17.8.31	H17.10.25	H18.4.13		
		2	ウエストエルピー証券	H17.11.1	H17.12.7	H18.6.28		
		3	ソシエテジェネラル証券	H17.11.7	H17.12.16	H18.5.25		
		4	シティコープ証券	H17.11.16	H17.12.20	H18.5.11		
		5	トロント・ドミニオン証券	H18.1.26	H18.2.22	H18.6.1		
		6	U B S証券	H18.1.30	H18.3.17	H18.6.16		
		7	C I B C証券	H18.6.5	H18.6.16	H18.6.29		
		登金	1	新生銀行	H16.10.13	H16.11.12	H17.7.11	
			1	みずほ信託銀行	H17.8.29	H17.9.30	H17.12.7	
			2	住友信託銀行	H18.1.26	H18.2.22	H18.6.28	
	3	アイエヌジー生命保険	H18.3.13	H18.4.12	H18.6.1			
	投信	1	損保ジャパン・アセットマネジメント	H17.8.29	H17.9.30	H17.12.2		
		2	大和証券投資信託委託	H17.8.31	H17.10.25	H17.12.9		
		3	ソシエテジェネラルアセットマネジメント	H17.11.7	H17.12.16	H18.3.17		
		4	日興アセットマネジメント	H17.11.16	H17.12.20	H18.6.8		
		5	レグ・メイソン・アセット・マネジメント	H17.11.16	H17.12.20	H18.2.23		
		6	U B S・グローバル・アセット・マネジメント	H18.1.30	H18.2.24	H18.5.11		
		7	三菱商事・U B Sリアルティ	H18.1.30	H18.2.24	H18.4.18		
		8	日本リテールファンド投資法人	H18.1.30	H18.2.24	H18.4.18		
		9	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ	H18.3.7	H18.4.14	H18.5.31		
		10	オリックス・アセットマネジメント	H18.3.13	H18.4.18	H18.6.16		
		11	オリックス不動産投資法人	H18.3.13	H18.4.18	H18.6.16		
		12	H S B C投信	H18.3.30	H18.4.28	H18.6.20		

(注1) 区分欄の「国内」は国内証券会社、「外証」は外国証券会社、「登金」は登録金融機関、「投信」は投資信託委託業者及び投資法人である。

(注2) 斜字体数字は、平成16検査事務年度に検査に着手した法人である。

(注3) 勧告欄の は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。

(注4) マネックス証券は、平成17年12月にマネックス・ビーンズ証券から商号変更を行っている。

(注5) レグ・メイソン・アセットマネジメントは、平成18年1月にシティグループアセット・マネジメントから商号変更を行っている。

担当	区分		被 検 査 法 人 等	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通知日	勧告
関東	国内	1	ライブドア証券	H17.2.16	H17.3.25	H17.12.8	
		2	オリックス証券	H17.4.7	H17.4.27	H17.7.29	
		3	エイチ・エス証券	H17.4.7	H17.4.27	H18.5.23	
		4	日本協栄証券	H17.4.11	H17.4.27	H18.1.20	
		5	山和証券	H17.5.11	H17.8.5	H17.9.13	
		6	ブライト証券	H17.5.19	H17.6.1	H17.7.27	
		1	黒川木徳証券	H17.8.29	H17.9.16	H17.12.6	
		2	三田証券	H17.8.29	H17.9.9	H17.10.19	
		3	インテグレイティド・ファイナンス証券	H17.8.29	H17.9.7	H17.11.29	
		4	日本インベスターズ証券	H17.8.29	H17.9.9	H18.6.23	
		5	新和証券	H17.8.30	H17.9.14	H18.2.17	
		6	飯田証券	H17.8.30	H17.9.9	H17.12.7	
		7	丸三証券	H17.10.4	H17.11.18	H18.2.28	
		8	十字屋証券	H17.10.4	H17.10.21	H17.12.9	
		9	中央証券	H17.10.6	H17.11.2	H18.2.13	
		10	スパークス証券	H17.10.6	H17.10.18	H18.1.18	
		11	C & M証券	H17.10.6	H17.10.18	H17.11.18	
		12	城南証券	H17.12.2	H17.12.12	H18.1.17	
		13	国府証券	H17.12.6	H17.12.14	H18.4.12	
		14	東洋証券	H18.1.17	H18.2.24	H18.6.16	
		15	堂島関東証券	H18.1.17	H18.2.6	H18.4.26	
		16	ニュース証券	H18.1.19	H18.2.1	H18.2.28	
		17	武蔵証券	H18.2.14	H18.3.3	H18.4.26	
		18	丸福証券	H18.2.21	H18.3.13	H18.6.20	
		19	ディー・ブレイン証券	H18.2.22	H18.3.2	H18.4.21	
20	アクシーズ・ジャパン証券	H18.4.6	H18.4.14	H18.5.25			
21	アーツ証券	H18.4.20	H18.4.26	H18.6.7			
22	日立キャピタル証券	H18.4.20	H18.4.26	H18.6.2			
23	三菱商事証券	H18.5.23	H18.5.31	H18.6.30			
24	バンガード・インベストメンツ・ジャパン証券	H18.5.23	H18.5.30	H18.6.30			
25	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン証券投資顧問	H18.5.23	H18.5.29	H18.6.30			
登金		1	川口信用金庫	H17.8.1	H17.8.5	H17.9.2	
		2	栃木銀行	H17.8.30	H17.9.8	H17.10.4	
		3	京葉銀行	H17.12.2	H17.12.12	H18.1.18	
金先		1	F×プライム	H17.9.1	H17.9.13	H17.10.19	
		2	サンコートレックス	H17.10.4	H17.11.11	H17.12.6	
		3	日本デリックス	H17.10.4	H17.10.20	H17.11.1	
		4	フォレックス・スター	H17.10.4	H17.10.14	H17.10.18	
		5	フォレックスイースタン	H17.11.14	H17.11.29	H17.12.22	
		6	日通トレード	H17.11.15	H17.11.29	H17.12.22	
		7	フォレックスインターナショナル	H17.11.15	H17.11.29	H17.12.13	
		8	外為どっとコム	H18.1.19	H18.2.1	H18.5.31	
顧問		1	イー・キャピタル	H17.11.14	H17.11.25	H18.4.7	
		2	コモドアインベストメント	H17.12.5	H17.12.13	H18.4.7	
		3	兜町インターナショナル	H18.1.19	H18.1.25	H18.3.6	
		4	大和総研	H18.1.19	H18.1.25	H18.2.27	
		5	グローバル・ラップ・コンサルティング・グループ	H18.2.9	H18.2.15	H18.3.22	

担当	区分	被検査法人等	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧告
		6 アクシズ投資顧問	H18.4.6	H18.4.14	H18.6.7	
		7 アーツ投資顧問	H18.4.20	H18.4.26	H18.6.2	
近畿	国内	1 塚本証券	H17.1.12	H17.1.28	H18.2.16	
		2 ひびき証券	H17.2.22	H17.3.11	H17.10.24	
		3 岩井証券	H17.4.5	H17.4.28	H18.2.27	
		4 金吉証券	H17.4.7	H17.4.28	H17.7.8	
		1 三京証券	H17.8.30	H17.9.16	H17.11.21	
		2 エンゼル証券	H17.8.30	H17.9.20	H17.12.22	
		3 光世証券	H17.10.6	H17.11.9	H18.6.28	
		4 六和証券	H17.11.24	H17.12.9	H18.3.6	
		5 奈良証券	H17.11.28	H17.12.14	H18.2.16	
		6 廣田証券	H18.1.17	H18.2.10	H18.4.4	
		7 環証券	H18.2.7	H18.2.17	H18.6.7	
		8 A I M証券	H18.3.13	H18.3.29	H18.4.25	
		9 みずほインベスターズ証券神戸支店	H18.5.22	H18.6.2	H18.6.13	
		10 相生証券	H18.5.23	H18.6.7	H18.6.28	
		登金 1 京都銀行	H17.7.26	H17.8.5	H17.10.17	
		仲介 1 MMGアローズ	H18.3.13	H18.3.29	H18.4.25	
		金先 1 日本エフエックス	H17.10.12	H17.11.2	H17.11.18	
		2 日本フォレックス	H17.10.12	H17.11.7	H17.11.18	
		顧問 1 エンゼルキャピタル株式会社	H17.8.30	H17.9.1	H17.11.16	
		2 エー・ビー・シー総研	H17.12.7	H17.12.15	H18.5.23	
		3 ウイン情報	H18.1.17	H18.1.27	H18.6.23	
		4 ベスティング投資顧問	H18.2.14	H18.2.22	H18.6.13	
		5 ジェイエスアール	H18.3.10	H18.3.14	H18.3.27	
		6 オリオン投資経済	H18.3.10	H18.3.17	H18.6.9	
		7 タカノ経済研究所	H18.4.24	H18.4.26	H18.5.15	
		8 ナミ投資顧問室	H18.6.6	H18.6.7	H18.6.16	
北海道	国内	1 東海東京証券札幌支店	H17.8.22	H17.9.2	H17.10.6	
		2 三菱UFJ証券札幌支店	H17.10.27	H17.11.11	H17.11.28	
		3 野村證券釧路支店	H18.1.30	H18.2.10	H18.2.22	
			登金 1 北海道銀行	H18.4.17	H18.4.28	H18.5.16
東北	国内	1 野村證券福島支店	H17.8.23	H17.9.2	H17.9.16	
		2 みずほインベスターズ証券盛岡支店	H18.2.8	H18.2.17	H18.3.27	
			登金 1 山形銀行	H17.10.18	H17.10.28	H17.11.28
		2 七十七銀行	H18.4.11	H18.4.21	H18.5.10	
東海	国内	1 野畑証券	H17.4.12	H17.5.18	H17.8.19	
		1 寿証券	H17.8.29	H17.9.20	H17.11.25	
		2 静岡東海証券	H17.10.18	H17.11.21	H17.12.20	
		3 中泉証券	H17.11.8	H17.11.24	H18.1.30	
		4 岡地証券	H18.1.11	H18.2.10	H18.4.12	
	5 伊勢証券	H18.2.2	H18.2.17	H18.6.7		
			登金 1 十六銀行	H17.8.25	H17.9.2	H17.9.26
		2 三重銀行	H17.10.11	H17.10.21	H17.12.9	
		顧問 1 東洋総研	H17.12.7	H18.1.20	H18.3.22	
北陸	国内	1 荒町証券	H17.10.19	H17.11.1	H18.2.9	
		2 新林証券	H17.11.21	H17.12.7	H18.3.9	

担当	区分		被 検 査 法 人 等	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通知日	勧告
		3	みずほインベスターズ証券富山支店	H18.1.18	H18.1.27	H18.2.10	
		4	東海東京証券金沢支店	H18.1.18	H18.1.27	H18.2.10	
		5	竹松証券	H18.2.13	H18.2.28	H18.6.2	
		6	三津井証券	H18.3.13	H18.3.28	H18.6.26	
		7	坂本北陸証券	H18.4.13	H18.4.27	H18.6.15	
	登金	7	富山第一銀行	H17.6.8	H17.6.14	H17.7.5	
		1	北國銀行	H17.7.22	H17.7.29	H17.9.13	
		2	金沢信用金庫	H17.8.25	H17.8.31	H17.12.16	
		3	福井銀行	H17.8.26	H17.9.2	H17.10.24	
中 国	国内	7	ウツミ屋証券	H17.5.11	H17.6.14	H17.9.5	
		1	津山証券	H17.10.18	H17.11.18	H18.6.26	
		2	野村證券福山支店	H18.2.9	H18.2.22	H18.4.28	
		3	カドヤ証券	H18.4.3	H18.4.21	H18.5.23	
	登金	1	もみじ銀行	H17.7.14	H17.7.22	H17.10.13	
		2	鳥取銀行	H17.8.25	H17.9.2	H17.11.22	
		3	山陰合同銀行	H18.1.17	H18.1.25	H18.4.7	
四 国	国内	1	三菱UFJ証券松山支店	H17.10.11	H17.10.28	H17.11.24	
		2	三豊証券	H18.1.11	H18.2.3	H18.3.3	
		3	愛媛証券	H18.2.15	H18.3.17	H18.4.12	
		4	野村證券松山支店	H18.4.5	H18.4.28	H18.5.23	
		5	二浪証券	H18.5.17	H18.6.9	H18.6.16	
	登金	1	四国銀行	H17.8.25	H17.9.8	H17.11.7	
		2	徳島銀行	H17.11.8	H17.11.18	H18.1.6	
	顧問	1	香賀投資顧問	H18.4.5	H18.4.7	H18.5.25	
九 州	国内	1	大熊本証券	H17.8.29	H17.9.16	H17.11.25	
		2	東海東京証券宮崎支店	H17.10.24	H17.11.8	H18.3.22	
		3	みずほインベスターズ証券熊本支店	H18.2.8	H18.2.21	H18.4.5	
		4	野村證券宮崎支店	H18.5.22	H18.6.2	H18.6.22	
	登金	7	鹿児島銀行	H17.5.23	H17.5.31	H17.8.26	
		1	南日本銀行	H17.10.3	H17.10.7	H17.10.20	
		2	宮崎太陽銀行	H18.1.19	H18.1.27	H18.4.6	
福 岡	国内	1	SMB Cフレンド証券八幡支店	H17.8.29	H17.9.7	H17.11.28	
		2	佐世保証証券	H18.1.17	H18.2.10	H18.3.30	
		3	東海東京証券福岡支店	H18.3.1	H18.3.24	H18.5.10	
	登金	1	親和銀行	H17.10.12	H17.11.2	H18.1.5	
		2	筑邦銀行	H18.5.31	H18.6.16	H18.6.29	
	金先	1	プロテックスオフィス	H17.11.11	H17.11.22	H17.12.15	
		2	エクセルトレード	H18.4.5	H18.4.18	H18.5.24	

(注1) 区分欄の「国内」は国内証券会社、「登金」は登録金融機関、「仲介」は証券仲介業者、「顧問」は投資顧問業者、「金先」は金融先物取引業者である。

(注2) 斜字体数字は、平成16検査事務年度に検査を着手した法人である。

(注3) 勧告欄の は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。

## 2 - 6 建議実施状況

### 1 建議実施件数一覧

(単位：件)

事務年度	4～10	11	12	13	14	15	16	17	合計
	件数	2	2	0	0	2	1	0	5

### 2 建議案件の概要一覧表

建議年月日	建議の内容	措置の状況
6 .6 .14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、証券会社と公認会計士等との十分な連携、審査項目の見直し、申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9 .12 .24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措置の状況
11 .12 21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12 .3 24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。
15 .4 22	証券会社の検査を行った結果、発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措置の状況
15 .6 30	<p>証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすまして疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講じるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分でない」と認められる状況」を追加するとともに、この「売買管理」について事務ガイドラインに具体的に規定した。また、顧客が空売り規制の潜脱行為を防止するための管理の徹底や、本人確認の徹底についても事務ガイドラインに具体的に規定した。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措置の状況
15.12.16	<p>証券会社の検査を行った結果、証券会社が、当該証券会社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、当該アナリストは、当該契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、当該発行体に係る株式について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるため必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。</p>	<p>日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの取扱い等について（理事会決議）」を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストの有価証券の売買等に関し、外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることの確認や、対価の支払い又は銘柄の指定等をして外部アナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼した場合には、その旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措置の状況
17.11.29	<p>相場操縦の一手法として、市場の株価を誘導するために、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す、いわゆる「見せ玉」等が認められた。</p> <p>相場操縦の禁止について規定する証取法第159条第2項第1号は、顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為を規制の対象としているが、相場操縦に対する課徴金について規定する同法第174条は、売買等が成立している取引のみを規制の対象としており、「見せ玉」等売買の申込み行為は売買等が成立していないことから、課徴金制度が適用されない。したがって、相場操縦等の不正取引規制の実効性を確保するための課徴金制度においても「見せ玉」等売買の申込み行為を適用対象とするよう建議した。</p>	<p>取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託(媒介、取次ぎ又は代理の申込み)の内、売買等が成立していないもの(いわゆる「見せ玉」等)についても、新たに課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した(同法の当該部分は平成18年7月4日から施行された。)</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措置の状況
17.11.29	<p>証券会社の顧客が「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合、証取法第159条第2項第1号にいう売買等の委託に該当し、処罰の対象となるにもかかわらず、証券取引所の取引参加者である証券会社が自己の計算で「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合には、売買等にも売買等の委託にも該当しないことから、同号による禁止の対象とされていない。</p> <p>「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦につき、証券会社とその顧客において、当罰性には何ら差異がないことから、証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為をも、同号における禁止規定の対象とするとともに、同法第197条第1項第7号において規定する刑事罰の対象とし、併せて同法第174条に規定する課徴金の対象にもするよう建議した。</p>	<p>取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成18年7月4日から施行された。）。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措置の状況
17.11.29	<p>金融審議会金融分科会第一部会「中間整理」によると、業務範囲に関して、「投資サービス法においては、本来業務として、投資商品として位置付けられる幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を、一体として規制すべきである。この際、現行法の下においては、例えば、現在、証券業と証券投資一任業を兼業するためには、証券業の登録、投資顧問業との兼業の届出、投資助言業の登録、一任の認可、証券業との兼業の認可といった手続が必要となるほか、兼業に伴う弊害防止措置についても証券法と投資顧問業法にそれぞれ規定が置かれているなど、縦割りの法律が健全な兼業を妨げているといった指摘があることに留意が必要である。」と指摘されている。</p> <p>当委員会による証券会社に対する検査の結果を踏まえると、現在も、取引一任勘定取引により顧客が不当な手数料の支払いを強いられるような状況が散見されるところである。このため、投資サービス法における業務範囲の見直しに当たって、幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を一体として規制することとなり、それに伴い取引一任勘定取引契約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に支障を来たさないよう証券会社が顧客の利益を損なうことを防止するため、現行の投資顧問業法における投資一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時に行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は公布の日（平成18年6月14日）から1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。）。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措置の状況
18.4.14	<p>上場会社が株式や新株予約権付社債(以下「株式等」という。)を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報(以下「発行情報」という。)の公表前に、国内外の機関投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査(以下「プレ・ヒアリング」という。)を行うことがある。このようなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入手した海外の投資家が、発行情報の公表前に、当該株式等の発行体に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた。</p> <p>当委員会では、このような事例が認められた場合、内部者取引を行ったものと認められる海外投資家に関して、海外当局に対する調査依頼を行っており、これを受けて、海外当局において当該投資家に対する処分が行われるに至っている。</p> <p>他方で、証券会社の検査の結果、プレ・ヒアリングの過程で発行情報を外部に伝達することに関して手続規程を整備していない発行体を外部に伝達する際に、その対象者に対し、伝達される発行情報が公表前の重要事実該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる。プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。</p> <p>については、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講じるよう建議した。</p>	<p>金融庁において、必要な内閣府令の改正について検討を行っている。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措置の状況
18 .4 21	<p>上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。</p> <p>当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯（刑法第60条）として証取法第226条の規定に基づき告発した。</p> <p>一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追究できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追究することは困難である。</p> <p>しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。</p> <p>公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。</p>	<p>金融庁においては、平成18年4月26日に金融審議会の公認会計士制度部会を再開し、同審議会において、本建議による問題提起をも踏まえ、監査法人制度のあり方等について、総合的な検討を行っている。</p>

## 2 - 7 取引審査実施状況

(単位：件)

区 分	13年 7月 ～ 14年 6月	14年 7月 ～ 15年 6月	15年 7月 ～ 16年 6月	16年 7月 ～ 17年 6月	17年 7月 ～ 18年 6月
価格形成に関するもの	112	147	154	153	169
内部者取引に関するもの	249	495	500	506	693
そ の 他	31	42	33	15	13
合 計	392	684	687	674	875
( 証 券 監 視 委 )	270	429	382	367	555
( 財 務 局 等 )	122	255	305	307	320

### 3 自主規制機関の活動実績

#### 3 - 1 日本証券業協会の活動状況

##### 監査の実施状況

##### (1) 会員

(単位：社)

区 分	13年4月 ～ 14年3月	14年4月 ～ 15年3月	15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月	17年4月 ～ 18年3月
国内証券会社	89	88	90	79	88
外国証券会社	14	21	14	16	14
合 計	103	109	104	95	102

(注) 上記のうち、16年9月～17年3月29社(国内証券会社 24社、外国証券会社 5社)、17年4月～18年3月46社(国内証券会社 39社、外国証券会社 7社)について証券取引所と新合同検査(複数の機関が同時に臨店して一体的に検査を実施する方法)を行った。

(新合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当協会と他の機関の新合同検査件数は一致しない。)

##### (2) 特別会員

(単位：機関)

区 分	13年4月 ～ 14年3月	14年4月 ～ 15年3月	15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月	17年4月 ～ 18年3月
都市銀行等	7	11	8	8	8
地方銀行	20	22	22	19	22
第二地銀協地銀	17	18	18	14	16
信用金庫等	13	12	13	12	11
生命保険会社	5	5	5	4	4
損害保険会社	5	4	5	5	3
そ の 他	3	3	1	0	6
合 計	70	75	72	62	70

(注) 「都市銀行等」には、信託銀行及び政府系・系統金融機関を含む。「信用金庫等」には、信金中央金庫を含む。「その他」とは、短資会社、外国銀行及び証券金融会社等である。

## 3 - 2 証券取引所の活動状況

### 1 検査（考査）の実施状況

（東京証券取引所）

（単位：社）

区 分		13年4月 ～ 14年3月	14年4月 ～ 15年3月	15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月	17年4月 ～ 18年3月
総 合 取 引 参 加 者	国内証券会社	41	36	39	39	31
	外国証券会社	9	8	7	9	6
国債先物等取引参加者		0	0	0	0	0
合 計		50	44	46	48	37

（注）上記の計数は終了件数。

（注）平成17年度は、全社について日本証券業協会等と新合同検査（複数の機関が同時に臨店して一体的に検査を実施する方法）を行った。

（新合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当取引所と他の機関の新合同検査件数は一致しない。）

（大阪証券取引所）

（単位：社）

区 分		13年4月 ～ 14年3月	14年4月 ～ 15年3月	15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月	17年4月 ～ 18年3月
国 内 証 券 会 社		11	16	11	19	24
外 国 証 券 会 社		-	1	5	5	6
合 計		11	17	16	24	30

（注）上記の計数は終了件数。

（注）平成17年度は、30社のうち、29社（国内証券会社23社、外国証券会社6社）について、日本証券業協会等と新合同検査（両機関が同時に臨店して一体的に検査を実施する方法）を行った。

（新合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当取引所と他の機関の新合同検査件数は一致しない。）

(ジャスダック証券取引所) (単位：社)

区 分	16年12月13日 ～ 17年 3 月	17年 4 月 ～ 18年 3 月
国内証券会社	0	25
外国証券会社	0	5
合 計	0	30

(注) 上記の計数は終了件数。

(注) 日本証券業協会等新合同検査(複数の機関が同時に臨店して一体的に検査を実施する方法)を行った。

(新合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当取引所と他の機関の新合同検査件数は一致しない。)

(注) 日本証券業協会が開設する「店頭売買有価証券市場」として位置づけられていたジャスダック市場は、平成16年12月3日に証取法上の「取引所有価証券市場」の免許を取得し、同年12月13日に証券取引所として市場開設業務を開始した。

## 2 売買審査の実施状況

(東京証券取引所) (単位：件数)

区 分	13年 4 月 ～ 14年 3 月	14年 4 月 ～ 15年 3 月	15年 4 月 ～ 16年 3 月	16年 4 月 ～ 17年 3 月	17年 4 月 ～ 18年 3 月
	調査件数	調査件数	調査件数	調査件数	調査件数
	審査件数	審査件数	審査件数	審査件数	審査件数
価格形成に関するもの	1,250	1,496	2,994	2,337	1,377
	86	70	44	53	31
内部者取引に関するもの	4,941	5,058	9,344	11,668	8,371
	246	183	200	266	154
その他の観点	40	68	145	277	365
	5	12	16	11	5
合 計	6,231	6,622	12,483	14,282	10,113
	337	265	260	330	190

(大阪証券取引所)

(単位：銘柄)

区 分	13年 4月 ~ 14年 3月	14年 4月 ~ 15年 3月	15年 4月 ~ 16年 3月	16年 4月 ~ 17年 3月	17年 4月 ~ 18年 3月
	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄
	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄
価格形成に関するもの	874	896	2,164	2,125	3,043
	6	13	11	5	9
内部者取引に関するもの	1,213	1,796	2,196	2,007	1,844
	8	14	11	16	17
その他の観点	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
合 計	2,087	2,692	4,360	4,132	4,887
	14	27	22	21	26

(注)「調査銘柄」とは、一定の調査基準に該当し抽出した銘柄をいい、「審査銘柄」とは、調査銘柄のうち、さらに詳細な審査を要した銘柄をいう。

(ジャスダック証券取引所)

(単位：銘柄)

区 分	13年 4月 ~ 14年 3月	14年 4月 ~ 15年 3月	15年 4月 ~ 16年 3月	16年 4月 ~ 17年 3月	17年 4月 ~ 18年 3月
	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄
	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄
価格形成に関するもの	2,627	2,603	4,162	5,412	10,586
	3	1	61	94	79
内部者取引に関するもの	2,132	3,134	3,071	2,992	3,097
	20	30	45	76	109
その他の観点	12	7	0	0	0
	12	7	0	0	0
合 計	4,771	5,744	7,233	8,404	13,683
	35	38	106	170	188

(注1)「調査銘柄」とは、一定の調査基準に該当し抽出した銘柄をいい、「審査銘柄」とは、調査銘柄のうち、更に詳細な審査を要した銘柄をいう。

(注2)上記のうち、平成16年12月12日以前の審査は、日本証券業協会が実施している(日本証券業協会が開設する「店頭売買有価証券市場」として位置づけられていたジャスダック市場は、平成16年12月3日に証取法上の「取引所有価証券市場」の免許を取得し、同年12月13日に証券取引所としての市場開設業務を開始した。)

### 3 - 3 金融先物取引業協会の活動状況

監査実施状況

(単位：社)

区 分	13年4月	14年4月	15年4月	16年4月	17年4月
	～ 14年3月	～ 15年3月	～ 16年3月	～ 17年3月	～ 18年3月
銀 行	2	2	1	1	1
証 券 会 社	11	9	10	9	7
商 品 先 物 会 社	0	0	0	0	4
先 物 専 門 会 社	1	3	1	1	2
そ の 他	0	0	0	0	0
合 計	14	14	12	11	14

(注)「その他」とは、系統金融機関及び信用金庫である。

### 3 - 4 東京金融先物取引所の活動状況

考査実施状況

(単位：社)

区 分	13年4月 ～ 14年3月	14年4月 ～ 15年3月	15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月	17年4月 ～ 18年3月
銀 行	4	5	2	5	3(1)
証 券 会 社	10	5	7	15(8)	13(4)
短 資 会 社	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	1	0	1
合 計	14	10	10	20(8)	17(5)

(注1)「その他」とは、系統金融機関、先物専門会社及び信用金庫である。

(注2)( )書きは、証拠金の分別管理状況に係る書類考査先の数である。

(注3)平成17年7月以降3社(銀行1社、証券会社2社)について、金融先物取引業協会と合同検査を行った。

〔参考〕

区 分	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末
金利先物等取引 参加者数	94	86	67	68	66
為替証拠金取引 参加者数	-	-	-	-	14

(注)平成17年7月1日に取引所為替証拠金取引を開始した。

# 基本的考え方

## －新体制の発足にあたって－

### 〈監視委員会の使命〉

監視委員会の使命は、

- ・取引の公正の確保を図り
- ・市場に対する投資者の信頼を保持する

ことである。

### 〈目標〉

新体制においても、引き続き

**個人投資家の保護に全力を尽くす**

ことを最大の目標とする。

### 〈基本方針〉

この目標を達成するための監視委員会の基本方針は、以下のとおり。

#### ・市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃

相場操縦やインサイダー取引など、投資者を欺き、証券市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃を図る。例えば、いわゆる仕手筋等による大規模な相場操縦等の徹底摘発を図る。

#### ・市場仲介者の法令違反行為の摘発

投資者の利益を犠牲にして自らの利益をあげるような証券会社やその役員・職員など、市場仲介者の法令違反行為の徹底摘発を図る。

#### ・有価証券発行体の虚偽の開示等の摘発

有価証券届出書等の開示書類の虚偽記載等、投資者を欺き、自らの資金調達を不正に有利に行おうとする発行体の徹底摘発を図る。

## ＜重点事項＞

この基本方針を着実に実施していく上で、監視委員会として当面重点をおく活動を示すと、以下のとおり。

### ・課徴金調査の的確な実施

17年4月以降インサイダー取引等の不正取引及び有価証券届出書等の開示書類の虚偽記載に対する課徴金制度が導入され、その調査権限が監視委員会に付与される。監視委員会としては、課徴金調査のための体制整備に努め、当該調査を的確に実施する。

### ・検査一元化への的確な対応

17年7月以降金融庁から監視委員会への検査権限委任の範囲が拡大される。監視委員会としては、そのための体制整備に努め、新たに付与される検査権限を的確に行使し、効率的で深度ある検査を実施する。

### ・新商品等市場の新たな動きへの対応

近年様々な仕組みのオプション取引等、個人投資家にとって容易には理解しにくい商品が個人投資家にも大量に売られている。こうした新商品や新たな取引形態の出現、さらにはIT化の進展など市場における新たな動向の中で、不正な取引が発生していないか、市場仲介者に不正な勧誘等がないか等、機動的に調査・検査を行う。

また、外国為替証拠金取引の検査権限が監視委員会に付与された際には、的確に対応する。

### ・クロスボーダー取引への対応

金融取引のグローバル化やIT化が進展する中、我が国の市場において、海外の投資ファンド等の非居住者が関与する形で法令違反の疑いのある取引が行われる例があるが、監視委員会として、こうした取引の実態解明に積極的に取り組むとともに、外国当局とこれまで以上に緊密に連携をとることにより、適切に対処していく。

### ・人員の増強

基本方針を着実に実施するためには、引き続き、人員の増強が必要であり、関係当局の理解を求めつつ、必要な人員の確保に努める。

### ・監視委員会のプレゼンスの向上

監視委員会の存在自体が、不正取引の効果的な抑止力となるよう、監視委員会のプレゼンスの向上を図るとともに、投資者の監視委員会に対する信頼ひいては証券市場に対する信頼が一層向上するように努める。そのため、摘発実績をあげるとともに、監視委員会のホームページや講演会等を通じて、監視委員会の活動状況をより多くの方々に理解していただくよう努める。

## 5 証券検査に関する基本指針

### 検査の基本事項

#### 1. 検査の使命

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の検査は、公益又は投資者等の保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先（次の「2. 検査対象先」に掲げる者。）の業務又は財産の状況等を検証することにより経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて内閣総理大臣（金融庁長官）に対する適切な措置、施策を求め、又は監督部局（検査対象先に対する監督権限を有する部局。）へ必要な情報を提供する等の措置を講じることを使命とする。

#### 2. 検査対象先

- (1) 証券会社（証券取引法第59条第1項、第194条の6第2項第1号及び同条第3項）
- (2) 登録金融機関（証券取引法第65条の2第10項、第194条の6第2項第2号及び同条第3項）
- (3) 証券仲介業者（証券取引法第66条の20、第194条の6第2項第3号及び同条第3項）
- (4) 証券業協会（証券取引法第79条の14、第194条の6第2項第4号及び同条第3項）
- (5) 投資者保護基金（証券取引法第79条の77、第194条の6第3項）
- (6) 証券取引所（証券取引法第151条、第194条の6第2項第5号及び同条第3項）
- (7) 外国証券取引所（証券取引法第155条の9、第194条の6第2項

第6号及び同条第3項)

- (8) 証券取引所持株会社(証券取引法第106条の27、第194条の6第3項)
- (9) 証券取引清算機関(証券取引法第156条の15、第194条の6第3項)
- (10) 証券金融会社(証券取引法第156条の34、第194条の6第3項)
- (11) 外国証券会社(外国証券業者に関する法律第31条第1項、第42条第2項及び第3項)
- (12) 許可外国証券業者(外国証券業者に関する法律第31条第3項、第42条第2項及び第3項)
- (13) 金融先物取引所(金融先物取引法第52条第1項、第145条第2項第1号及び同条第3項)
- (14) 金融先物取引所持株会社(金融先物取引法第34条の48第1項、第145条第3項)
- (15) 外国金融先物取引所(金融先物取引法第55条の10第1項、第145条第2項第2号及び同条第3項)
- (16) 金融先物取引業者(金融先物取引法第85条第1項、第145条第2項第3号及び同条第3項)
- (17) 金融先物取引業協会(金融先物取引法第113条第1項、第145条第2項第4号及び同条第3項)
- (18) 金融先物清算機関(金融先物取引法第131条第1項、第145条第3項)
- (19) 投資信託委託業者(投資信託及び投資法人に関する法律第39条第1項、第225条第2項第1号及び同条第3項)
- (20) 受託会社(投資信託及び投資法人に関する法律第39条第1項、第225条第2項第1号及び同条第3項)
- (21) 投資信託協会(投資信託及び投資法人に関する法律第55条第1

- 項、第225条第2項第2号及び同条第3項)
- (22) 投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第213条第2項、第225条第3項)
  - (23) 投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第36条第1項、第51条の2第2項及び第3項)
  - (24) 証券投資顧問業協会(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第46条第1項、第51条の2第3項)
  - (25) 特定譲渡人(資産の流動化に関する法律第209条、第290条第2項第1号及び同条第3項)
  - (26) 特定目的会社(資産の流動化に関する法律第217条第1項、第290条第3項)
  - (27) 特定目的信託の原委託者(資産の流動化に関する法律第286条第1項、第290条第2項第2号及び同条第3項)
  - (28) 保管振替機関(株券等の保管及び振替に関する法律第8条第1項、第41条の2第2項)
  - (29) 振替機関(社債等の振替に関する法律第20条第1項、第136条第2項)
  - (30) 登録機関(社債等登録法第10条、第9条第3項)
  - (31) その他、上記(1)から(30)までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(以下「本人確認法」という。)により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施することとするので留意する。

イ.証券会社、外国証券会社、投資信託委託業者又は金融先物取引業者(本人確認法第7条及び第8条第1項、第13条第4項第

1号)

ロ．登録金融機関（本人確認法第7条及び第8条第1項、第13条第4項第2号）

ハ．証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関又は口座管理機関（本人確認法第7条及び第8条第1項、第13条第5項）

（注）（ ）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

### 3. 検査官の心構え

#### (1) 目的の認識

検査官は、公益又は投資者等の保護が検査の目的であることを念頭に、常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

#### (2) 効率的な遂行

検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等に基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。

#### (3) 信用保持

検査官は、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、検査業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (4) 実態の把握

検査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。

#### (5) 自己研さん

検査官は、金融・証券に関する法令・諸規則等を正しく理解し、金融・証券市場等の動向や新たな金融商品、取引手法等の習得に

努めなければならない。

#### 4. 関係部局との連携等

証券監視委は、財務局等（財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）への適切な指揮監督を行うとともに、効率のかつ効果的な検査の実施に資するため、証券監視委と財務局等又は財務局等相互間において検査官を派遣し合同して行う検査を積極的に実施するなど連携を図るものとする。

なお、金融庁検査局又は監督局（財務局等にあつては理財部又は財務部。）等関係部局との間においては、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

#### 5. 自主規制機関との情報交換等

- (1) 証券業協会などの自主規制機関の検査部門等と情報交換を図ることで、業界及び個々の検査対象先の実態把握に努めるものとする。
- (2) 自主規制機関による検査業務の実施状況等を把握し、必要に応じて検査を行うなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

### 検査実施の手続等

#### 1. 検査の基本方針及び基本計画の策定

証券監視委事務局は、毎事務年度の当初に「検査基本方針」及び「検査基本計画」を策定するものとする。これらの策定に当たっては、効率のかつ効果的な検査を実施するとの観点から、監督部局の監督方針や証券市場をめぐる環境の変化等に十分配慮することとし、また、策定した「検査基本方針」及び「検査基本計画」を公表するものとする。

## 2. 検査の種類

検査の種類は、次のとおりとする。

### (1) 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等を総合勘案した上で行う検査をいう。

### (2) 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う検査をいう。

## 3. 検査の方式

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、帳簿書類その他の物件を検査する方法（以下「臨店検査」という。）により行うものとする。

## 4. 検査予告

証券監視委及び財務局等の検査は、原則として、無予告で行うものとする。

## 5. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前日とする。

## 6. 検査実施の留意事項

### (1) 検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査に着手した時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、以下の事項について説明を行うものとする。

検査の権限及び目的

検査への協力依頼

検査モニターの概要

意見申出制度の概要

その他必要な事項

(2) 検査対象先の就業時間への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。

検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に行おうとする時は、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に検査を行うことのないように配慮するものとする。

(3) 効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、臨店検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

また、主任検査官は、検査官の検査手法等に関し、検査対象先と意見交換を行い、効率性の高い検査の実施に努めるものとする。

(4) 検査基本方針及び検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「検査基本方針」を十分踏まえ、「検査マニュアル」を参考として行うものとする。

ただし、「検査マニュアル」は、あくまで検査を行う際の参考となるべき事項を例示したものであることから、検査対象先の規模、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要がある、各項目を機械的、画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「監督指針」についても、検査の実地に当たっての参考と

するものとする。

(5) ヒアリングの実施

検査官は、役職員にヒアリングを行う際に検査対象先から他の役職員の同席の要請があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合には、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

(6) 事実及び経緯の記録

検査官は、帳簿その他の証票類を実際に調査・検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先責任者等から事実関係の確認を得るものとする。

なお、主任検査官は必要に応じて、当該事実及び経緯を記載した書面に、検査対象先の認識について記載を求めるものとする。

(7) 業務運営等の基本的問題の把握

検査官は、検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。さらに、経営方針等との相互関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとする。

(8) 問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等により検査の実施が困難な状況になった時は、経緯及び事実関係(検査対象先の言動等)を記録するとともに、直ちに証券監視委事務局証券検査課長(以下「証券検査課長」という。財務局等にあっては証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

する。

この際、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

## 7. 検査資料の徴求

### (1) 既存資料の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じるものとする。

### (2) 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるものとし、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、検査業務の優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努めるものとする。

### (3) 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

する。

## 8. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により検査の実態を把握することで、証券監視委及び財務局等による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性の高い検査の実施に資する目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

### (1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

### (2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の2つの方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

意見聴取

#### イ．実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、証券監視委事務局総務課長（以下「総務課長」という。）又は総務課長が指名する者とする。

財務局等においては、原則として証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者（必要に応じ証券監視委事務局の実施者）とする。

#### ロ．実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。

意見受付

#### イ．意見提出方法

電子メール又は郵送による。

#### ロ．提出先

提出先は、証券監視委の検査においては総務課長とする。財務局等の検査においては証券取引等監視官あてを原則とするが、総務課長あてに提出することもできる。

#### ハ．受付期間

臨店検査開始日から検査終了日（検査結果通知書交付日）の1ヶ月後（検査終了日の翌日から起算して30日を経過した日）までとする。

#### 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

## 9．講評等

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間で十分議論を行うものとし、臨店検査の終了時に、検査対象先との間に生じた事実認識の相違の有無について確認するものとする。

主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で、検査対象先の責任者に対し、以下の点について、当該検査の講評を行うものとする。

なお、証券検査課長（財務局等にあつては証券取引等監視官）が公益又は投資者等の保護上緊急を要すると判断した場合には、講評を行わない場合もある。

（注）指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

イ．検査で認められた事実のうち、法令違反や公益又は投資者等の保護上問題と思われる業務の運営又は財産の状況（以下「法令違反事項等」という。）を伝達する。

ロ．上記イ．のうち、意見相違となっている事項（以下「意見相違事項」という。）を確認する。

主任検査官は、必要に応じ、講評内容に変更が生じた場合は、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

講評の際の出席者

イ．当局

原則として、主任検査官のほか担当検査官 1 名以上とする。

ロ．検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

講評方法

講評は、主任検査官が口頭により責任者に対して伝達する方法で行うものとする。

## 10．意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上、手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

### (1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を検査に着手した時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

### (2) 意見申出制度の概要

#### 意見申出書の提出等

イ．確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者（検査対象先の代表者）の意見を意見申出書に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出する。

ロ．意見申出は、原則として、意見相違事項に限る。

ハ．意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から3日間（講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。）とする。ただし、講評の終わった日から3日以内に提出期間延長の要請があれば、更に2日間（行政機関の休日を除く。）を限度として、提出期間の延長ができる。郵送の場合については、消印が提出期間内（延長の場合は、延長した提出期間内）のものを有効とする。

ニ．意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ．申出者は、提出した意見申出書を取り下げの場合は、取下書を提出した上で意見申出書の返却を求める。

#### 審理手続等

イ．意見申出事項は、証券監視委事務局（証券検査課以外の課）が作成した審理結果（案）に基づいて証券監視委において審理を行う。

ロ．審理結果については、検査結果通知書に反映させる。

#### 審理結果の回答方法

審理結果については、検査結果通知書に包含した形で処理する。

## 11. 検査結果の通知

検査の結果については、証券監視委委員長名（財務局等にあつては財務局長等名）において、検査対象先の責任者に対して、文書で交付するものとする。

## 12. 検査結果等の公表

### (1) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者等の保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、以下のとおり、ホームページ上等で公表するものとする。

イ．勧告に至った事案について、検査終了後、直ちに公表する。

この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等も併せて公表する。

ロ．勧告に至らない事案でも、必要と認められる事案については、適宜、公表する。なお、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えることとする。

ハ．証券監視委が行った検査事務の処理状況について、1年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者等への影響等から、公表が不相当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講じる場合もある。

### (2) 検査対象先の公表

法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、原則として、臨店検査期間中（予告検査の場合にあつては予告日から臨店検査終了までの間）、ホームページ上で検査対象先を公表するものとする。

## 施行日

本指針は、平成17年7月14日以降を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成18年7月3日から適用する。